

令和7年1月定例会 教育長報告

◆ 1月の主な活動

- 7日 静岡商工会議所 新年賀詞交歓会（グランヒルズ静岡）〔教育長〕
- 9日 教育委員会臨時会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 16日 校長会支部訪問（由比北小学校）〔教育長・委員〕
- 18日 清水駒越小学校開港150周年記念式典（清水駒越小学校）〔教育長〕
しみずかがやき塾閉講式（マリナート）〔教育長〕
- 22日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 23日 食教育推進委員会（清水庁舎）〔教育長〕
- 31日 静岡県立清水南高等学校中等部表現発表会（マリナート）〔教育長〕

◆ 2月の主な予定

- 1日 第22回静岡市PTA大会（清水庁舎）〔教育長〕
- 3日 静岡県教育長等意見交換会（静岡県庁）〔教育長〕
- 4日 教育委員会定例会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
- 7日 校長会支部訪問（南部小学校）〔教育長・委員〕
- 9日 第77回書きぞめ展静岡地区展表彰式（市民文化会館）〔教育長〕
- 14日 SSH生徒研究成果発表会（市民文化会館）〔教育長・委員〕
- 21日 教育委員会協議会（清水庁舎）〔教育長・委員〕
静岡市スポーツ協会表彰式（グランヒルズ静岡）〔教育長〕

議案第 4 0 号

静岡市立高等学校管理規則の一部改正について

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立の高等学校において、令和 7 年度から学校運営協議会を設置することに伴い、現存する学校評議員を廃止するため、所要の改正を行うものである。

〔整理欄〕※記入不要		／	()	:	担当 ()
審査・協議	第号	〔部 会〕 了承 ・ 一部修正 ・ 継続 ・ 取下げ			
電子起案	未 ・ 済	〔委員会〕 付議 ・ 報告			

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 制定改廃する例規の名称

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

2 制定改廃の趣旨・理由

静岡市立の高等学校においては、現在学校評議員を設置しているが、令和7年度から現存する学校評議員を廃止し、学校運営協議会を設置することとした。

このことに伴い、静岡市立高等学校管理規則にある学校評議員に係る規定を削除する改正を行うもの。

3 制定改廃の概要

- (1) 学校評議員の設置に係る規定を削除する（第27条関係）

4 施行期日

令和7年4月1日

5 関係法令、条例等

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(2) 静岡市学校運営協議会に関する規則

6 法的に検討した事項

- (1) 学校運営協議会の委員は非常勤の特別職の地位を有する（地方公務員法第3条第3項第2号）。報酬及び費用弁償については、静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の別表にある「その他の非常勤の特別職の職員」を適用する。
- (2) 静岡市学校運営協議会に関する規則において、市立学校に設置する学校運営協議会について汎用的な規定を定めているため、市立高校に学校運営協議会を新たに設置することに伴う同規則の改正は不要。

7 その他特記事項

- (1) 報酬等については、令和7年度予算要求予定（161千円）

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会

教育長

静岡市立高等学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

静岡市立高等学校管理規則（平成19年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正前	改正後（案）
<u>（学校評議員）</u> <u>第27条 学校に学校評議員を置く。</u> <u>2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により教育長が委嘱する。</u> <u>3 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校経営に関し意見を述べるものとする。</u> <u>4 校長は、前項の規定により学校評議員が述べた意見を尊重し、学校経営の改善に努めるものとする。</u> <u>5 前各項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育長が定める。</u>	<u>（学校評議員）</u> <u>第27条 削除</u> <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行する</u>

1 導入の背景

- 本市では、社会の変化に柔軟に対応し、地域・保護者と学校が連携・協働しながら学校づくりや学校の運営改善を進めていくため、静岡市立の高等学校に学校評議員制度を導入し、地域に開かれた学校づくりを進めてきた。
- 一方、近年においては、生徒や学校が抱える課題は複雑化・多様化していることから、学校をとりまく関係者等が学校の目標やビジョン、課題などを共有しながら課題解決に向け主体的に取り組むための新たな協議の場として、学校評議員制度に代わり、学校運営協議会制度を導入する。

【本市における学校運営協議会の設置】

平成 28 年 清水江尻小学校に本市初の学校運営協議会を設置

平成 29 年 学校運営協議会の設置が努力義務化

令和元年 小中一貫グループの体制が整ったグループから順次設置

令和 6 年 43 グループ中 35 グループで設置済み

令和 7 年 新たに 6 グループ及び静岡市立の高等学校 2 校に設置予定

【制度の違い】

【参考】「学校運営協議会」設置の手引き（令和 2 年 10 月 文部科学省）

区分	学校評議員	学校運営協議会
設置根拠	学校教育法施行規則 (第49条第1項) 設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (第47条の5) 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該学校への支援に関して協議する機関として、 <u>学校運営協議会を置くように努めなければならない</u>
目的	・保護者や地域住民等の意見を反映させる ・学校運営の状況等を周知するなど説明責任を果たす	・保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って<u>学校運営に参画</u>するための体制構築 ・地域等のニーズを的確に学校運営に反映させる
位置づけ	・校長が必要に応じて各評議員に意見を求める ・各評議員の意見は「個人」としての意見 ・校長は、評議員が述べた意見を尊重し、学校経営の改善に努める	・一定範囲で法律的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関 ・各委員の意見は「合議体」としての意見 ・<u>学校と学校運営協議会は「対等な立場」で協議し、学校は運営協議会の意見を実現するよう努める</u>
主な内容	・校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる ・学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する ・職員の任用に関する意見の聴取は制度上想定されていない	・学校運営に関して、教育委員会又は校長に対し意見を述べるとともに<u>学校や地域等の課題解決に向けた協議</u>を行う ・<u>学校が作成する「学校の基本方針」を承認</u>する ・職員の任用に関して任命権者に意見を述べることができる
委員	・校長が推薦し、教育長が委嘱する ・委員は下記のもの 学校職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもの (同窓会、PTA会長、地区自治会長等) ・人数 (小中学校) 各校 4 または 5 名 (高等学校) 同上	・校長が推薦し、教育委員会が任命する ・委員は下記のもの (学校職員も委員となることできる) ①地域住民 ②保護者 ③学校運営に資する活動を行う者 ④教育委員会が必要と認める者 ・人数 (小中学校) 1 グループあたり約23名 (高等学校) 各校 6 名 (校長を含む)

2 期待される効果

(1) 学校経営の改善

各校のスクール・ミッションおよびスクール・ポリシーに基づいた学校経営を校長が実行するにあたり、社会の意見を反映した学校経営計画の策定および次年度における学校経営の改善が期待される。

(2) 地域とともにある学校づくり

各校が所在する地域の課題に対し、高校生自らが地域等と協働して解決していく地域課題解決学習等により、地域に貢献できる人材の育成や生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進が期待される。

3 静岡市立の高等学校における学校運営協議会

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| (1) 委員数 | 各校6名(校長、保護者、地域住民、学識経験者、NPO法人、地域企業等) |
| (2) 報酬等 | 委員報酬：日額2,000円、交通費：任命権者が定める額 |
| (3) 任期 | 1年(再任を妨げない) |
| (4) 回数 | 年4回程度(下記は具体例) |

第1回(4月)	・新年度の学校経営計画への承認	・教育活動の成果と課題の共有
第2回(7月)	・課題、学校運営への必要な支援についての協議	・教育活動の視察
第3回(10月)	・学校と取組に対する中間評価	・中間評価を踏まえた協議
第4回(2月)	・1年間の教育活動への評価	・次年度の学校経営計画への協議

4 関係する法令と一部改正する規則

(1) 関係法令(改正不要)

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の5)
- ・静岡市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例
- ・静岡市学校運営協議会に関する規則

(2) 一部改正する規則

- ・静岡市立高等学校管理規則(第27条(学校評議員)を削除)

5 今後の予定

令和7年

2月	委員の選出・推薦	校長が委員を選出し、教育委員会に推薦
4月	一部改正の施行 委員の任命	議決を経た規則を4月1日付けで施行 教育委員会が委員を任命

議案第41号

静岡市総合運動場条例施行規則の一部改正について

静岡市総合運動場条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 提案理由 | 静岡市スポーツ施設予約システムの改修に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

静岡市総合運動場条例施行規則

静岡市総合運動場条例施行規則（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○静岡市総合運動場条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第2号	○静岡市総合運動場条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第2号
様式第1号（第2条関係） 別記1（改正前）の とおり	様式第1号（第2条関係） 別記1（改正後）の とおり
様式第2号（第3条関係） 別記2（改正前） のとおり	様式第2号（第3条関係） 別記2（改正後） のとおり
様式第8号（第9条関係） 別記3（改正前） のとおり	様式第8号（第9条関係） 別記3（改正後） のとおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

総合運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
申請者
住 所
代表者 氏 名
電 話

西ヶ谷
清 水
総合運動場を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用責任者		住所	氏名	電話	
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人			
1	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照 明 施 設 の 利 用 料 金	円
	附帯設備及び器具			※附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金	円
2	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照 明 施 設 の 利 用 料 金	円
	附帯設備及び器具			※附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金	円
3	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照 明 施 設 の 利 用 料 金	円
	附帯設備及び器具			※附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金	円
入場予定人員		一般 人 70歳以上の者 人 生徒等 人 合計 人		※	円
入場料徴収の有無		有 (1 1人 円・2 その他 円)・無		利用料金合計	
※処 理 欄	受付	年 月 日	受付者		※領収日付印

(注) ※印欄は、記入しないでください。

総合運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
申請者
住 所
代表者 氏 名
電 話

西ヶ谷
清 水
総合運動場を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用責任者		住所	氏名	電話	
利用予定人員		一般 人	生徒等 人	70歳以上の者 人	合計 人
1	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※照明施設の利用料金	円
	附帯設備及び器具			※附帯設備及び器具の利用料金	円
2	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※照明施設の利用料金	円
	附帯設備及び器具			※附帯設備及び器具の利用料金	円
3	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※照明施設の利用料金	円
	附帯設備及び器具			※附帯設備及び器具の利用料金	円
入場予定人員		一般 人	70歳以上の者 人	※	円
		生徒等 人	合計 人	利用料金合計	
入場料徴収の有無		有 (1 1人 円・2 その他 円)・無			
※処 理 欄		受付	年 月 日	受付者	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

総合運動場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

西ヶ谷
清水 総合運動場の利用を次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者		住所	氏名 電話
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附 帯 設 備 及 び 器 具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附 帯 設 備 及 び 器 具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附 帯 設 備 及 び 器 具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
入 場 予 定 人 員	一般 人 70歳以上の者 人 生徒等 人 合計 人	利 用 料 金 合 計 円	
入 場 料 徴 収 の 有 無	有 (1 1人 円・2 その他 円)・無		
許 可 の 条 件		1 静岡市総合運動場条例、静岡市総合運動場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収印のないものは、無効です。 3 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。 4 事前打合せを行う場合は、内容をよく理解している人が当該打合せに参加してください。		領収日付印	

総合運動場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

西ヶ谷
清水 総合運動場の利用を次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者		住所	氏名 電話
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附帯設備及び 器 具		附帯設備及び器 具の利用料金 円
2	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附帯設備及び 器 具		附帯設備及び器 具の利用料金 円
3	利 用 施 設		施 設 の 利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附帯設備及び 器 具		附帯設備及び器 具の利用料金 円
入 場 予 定 人 員	一般 人 70歳以上の者 人 生徒等 人 合計 人	利 用 料 金 合 計 円	
入場料徴収の有 無	有 (1 1人 円・2 その他 円)・無		
許 可 の 条 件		1 静岡市総合運動場条例、静岡市総合運動場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。 3 事前打合せを行う場合は、内容をよく理解している人が当該打合せに参加してください。			

別記3（改正前）
様式第8号(第9条関係)

総合運動場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

申出者 団 体 名

住 所

代表者（所在地）

氏 名

西ヶ谷
清 水
総合運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利 用 す る 施 設			
利 用 目 的			
利 用 日 時	午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで		
利用附帯設備等			
利用許可年月日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取 消 し の 理 由			

別記3（改正後）
様式第8号(第9条関係)

総合運動場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

申出者 団 体 名

住 所

代表者（所在地）

氏 名

西ヶ谷
清 水
総合運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利 用 す る 施 設	
利 用 目 的	
利 用 日 時	午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
利用附帯設備等	
利用許可年月日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

○静岡市総合運動場条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により静岡市総合運動場（以下「総合運動場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総合運動場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、静岡市西ケ谷総合運動場（以下「西ケ谷運動場」という。）の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場並びに清水総合運動場を個人で利用する者は、申請書の提出を要しない。

2 前項本文の申請書は、利用期日前14日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

(平17教委規則20・旧第4条繰上・一部改正、平23教委規則6・一部改正)

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、総合運動場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。ただし、同項ただし書に規定する者に係る許可については、総合運動場個人利用券（様式第3号）を発行する。

2 条例別表第2の規定による回数使用券は、水泳場個人回数使用券（様式第4号）及びアーチェリー場、弓道場個人回数使用券（様式第5号）による。

3 総合運動場の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第1項の利用許可書、個人利用券又は前項の個人回数使用券を携帯し、総合運動場の係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

(平17教委規則20・旧第5条繰上・一部改正、平19教委規則10・平27教委規則

31・一部改正)

(利用時間の超過等)

第4条 西ケ谷運動場のうち陸上競技場、屋内プール、テニスコート（壁打ちコートを除く。）、ターゲットバードゴルフ場、グラウンドゴルフ場及び野球場を専用に利用する利用者は、やむを得ない理由により条例別表第1に規定する利用時間を超過し、又は繰

り上げてこれらの施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17教委規則20・旧第6条繰上・一部改正、平23教委規則6・一部改正)

(申請事項の変更)

第5条 利用者は、申請した事項を変更しようとするときは、指定管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(平17教委規則20・旧第7条繰上・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第6条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、総合運動場利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、総合運動場利用料金承認証（様式第7号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該総合運動場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平27教委規則31・全改)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第7条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則31・追加)

(利用料金の還付の基準等)

第8条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第6条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則31・追加、平29教委規則22・一部改正)

(利用の許可の取消しの申出)

第9条 利用者が利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、総合運動場利用許可取消申出書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

(平17教委規則20・旧第9条繰上・一部改正、平19教委規則10・一部改正、平27教委規則31・旧第7条繰下)

(附帯設備等の返還)

第10条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、総合運動場の係員の点検を受けなければならない。

(平17教委規則20・旧第10条繰上、平27教委規則31・旧第8条繰下・一部改正)

(事前打合せ)

第11条 利用者は、指定管理者が施設の管理上特に必要があると認める場合は、事前に総合運動場の係員と施設等の利用方法、遵守事項その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

(平17教委規則20・旧第11条繰上・一部改正、平27教委規則31・旧第9条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第12条 総合運動場に入場した者(利用者を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。

(4) 許可を受けないで張り紙等の行為をしないこと。

(5) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(平17教委規則20・旧第12条繰上、平27教委規則31・旧第10条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の申請書類)

第13条 条例第17条の規定による申請は、総合運動場指定管理者指定申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 総合運動場事業計画書(様式第10号)
- (2) 総合運動場事業計画に関する収支予算書(様式第11号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平17教委規則20・追加、平19教委規則10・一部改正、平27教委規則31・旧第11条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第14条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と総合運動場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(平17教委規則20・追加、平27教委規則31・旧第12条繰下)

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、総合運動場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平27教委規則31・旧第13条繰下・一部改正、平29教委規則22・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市西ヶ谷総合運動場条例施行規則

（平成3年静岡市教育委員会規則第7号）又は清水市総合運動場条例施行規則（昭和44年清水市教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年10月7日教委規則第20号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条を第10条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第9号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日教委規則第10号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教委規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の静岡市総合運動場条例施行規則様式第1号、様式第2号及び様式第3号の規定は、平成25年6月1日以後の総合運動場の施設の利用に係る許可の手続から適用し、同日前の利用に係る許可の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月12日教委規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市総合運動場条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」とい

う。)の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月26日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

総合運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
申請者
住 所
代表者 氏 名
電 話

西ヶ谷
清水
総合運動場を利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用責任者		住所	氏名	電話	
利用予定人員		一般 人 生徒等 人	70歳以上の者 人	合計 人	
1	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照 明 施 設 の 利 用 料 金	円
	附帯設備及び器具			※ 附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金	円
2	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照 明 施 設 の 利 用 料 金	円
	附帯設備及び器具			※ 附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金	円
3	利用施設			※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		施設の利用料金	
	照明施設			※ 照 明 施 設 の 利 用 料 金	円
	附帯設備及び器具			※ 附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金	円
入場予定人員		一般 人 70歳以上の者 人 生徒等 人 合計 人	※		円
入場料徴収の有無		有 (1 1人 円・2 その他 円)・無		利用料金合計	
※処 理 欄		受付	年 月 日	受付者	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

総合運動場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 

西ヶ谷
清水 総合運動場の利用を次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者		住所	氏名 電話
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		施設の利用料金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附 帯 設 備 及 び 器 具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		施設の利用料金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附 帯 設 備 及 び 器 具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		施設の利用料金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 の 利 用 料 金 円
	附 帯 設 備 及 び 器 具		附 帯 設 備 及 び 器 具 の 利 用 料 金 円
入場予定人員	一般 人 70歳以上の者 人 生徒等 人 合計 人	利 用 料 金 合 計 円	
入場料徴収の有無	有 (1 1人 円・2 その他 円)・無		
許 可 の 条 件		1 静岡市総合運動場条例、静岡市総合運動場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。 3 事前打合せを行う場合は、内容をよく理解している人が当該打合せに参加してください。			

様式第3号(第3条関係)

総合運動場個人利用券

(当日券)

総合運動場当日利用券()	
	¥
	利用時間
静岡市	総合運動場

備考 この利用券は、静岡市西ケ谷総合運動場の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場並びに静岡市清水総合運動場に使用する。

(回数券)

No.	
総合運動場回数利用券()	
11枚つづり利用券	円
利用上の注意	
1 この利用券1枚で、1人 利用できます。	
2 利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。	
3 満員の場合は、利用できません。	
4 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。	
5 この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対し補償はいたしません。	
6	
静岡市	総合運動場

総合運動場回数利用券()	No.
	利用期間
	利用時間
静岡市	総合運動場

備考 この利用券は、静岡市西ケ谷総合運動場の陸上競技場、屋内プール、ターゲットバードゴルフ場及びグラウンドゴルフ場に使用する。

(整理券)

総合運動場整理利用券(屋内プール)	No.
	¥
	利用時間 1時間
静岡市	総合運動場

備考 この利用券は、静岡市西ケ谷総合運動場の陸上競技場及び屋内プール並びに静岡市清水総合運動場の陸上競技場、体育館、武道場、アーチェリー場及び弓道場に使用する。

様式第 4 号(第 3 条関係)
水泳場個人回数使用券

表紙	表紙裏面	中葉
No 水泳場個人回数使用券 (12枚つづり) 料金 ○ ○円 静岡市清水総合運動場	利用上の注意 1 水泳場を利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。 2 水泳場が専用で利用されているとき、及び満員のときは、利用できません。 3 本券は1枚で、1人が利用できます。 4 個人の都合による場合は、本券の払戻し又は通貨との交換はいたしません。 5 本券の汚損、紛失等によって生ずる損害に対し補償はいたしません。	水泳場個人回数使用券No1 ¥ ○ ○ 静岡市清水総合運動場 水泳場個人回数使用券No2 ¥ ○ ○ 静岡市清水総合運動場 No3 水泳場個人回数使用券No12 ¥ ○ ○ 静岡市清水総合運動場

様式第5号(第3条関係)

アーチェリー
ー 場 個人回数使用券
弓 道 場

表 紙	表 紙 裏 面	中 葉
No アーチェリー 個人回数使用券 場 弓道場 (〇 〇円券12枚つづり) 料金 〇 〇円 静岡市清水総合運動場	利用上の注意 1 アーチェリー場、弓道場を利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。 2 アーチェリー場、弓道場が専用で利用されているとき、及び満員のときは、利用できません。 3 午前又は午後に利用するときは本券1枚、夜間に利用するときは本券2枚、全日利用のときは本券3枚で、1人が利用できます。 4 個人の都合による場合は、本券の払戻し又は通貨との交換はいたしません。 5 本券の汚損、紛失等によって生ずる損害に対し補償はいたしません。	アーチェリー 個人回数使用券 場 弓道場 No1 ¥ 〇 〇 静岡市清水総合運動場 アーチェリー 個人回数使用券 場 弓道場 No2 ¥ 〇 〇 静岡市清水総合運動場 No3 アーチェリー 個人回数使用券 場 弓道場 No12 ¥ 〇 〇 静岡市清水総合運動場

総合運動場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

総合運動場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市総合運動場条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

総合運動場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった総合運動場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

総合運動場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

申出者 団 体 名
住 所
代表者 (所在地)
氏 名

西ヶ谷
清 水
総合運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利 用 す る 施 設	
利 用 目 的	
利 用 日 時	午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
利用附帯設備等	
利用許可年月日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

様式第 9 号(第13条関係)

総合運動場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市総合運動場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市総合運動場条例第17条及び静岡市総合運動場条例施行規則第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

総合運動場事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第1号（第2条関係）

（平17教委規則20・平25教委規則7・平27教委規則31・令2教委規則4・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平17教委規則20・平25教委規則7・平27教委規則31・令2教委規則4・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平19教委規則10・全改、平25教委規則7・平27教委規則31・一部改正）

様式第4号（第3条関係）

（平17教委規則20・一部改正、平19教委規則10・旧様式第5号繰上）

様式第5号（第3条関係）

（平17教委規則20・一部改正、平19教委規則10・旧様式第6号繰上）

様式第6号（第6条関係）

（平27教委規則31・全改、令3教委規則5・一部改正）

様式第7号（第6条関係）

（平27教委規則31・全改）

様式第8号（第9条関係）

（平17教委規則20・一部改正、平19教委規則10・旧様式第9号繰上、平25教委規則7・平27教委規則31・一部改正）

様式第9号（第13条関係）

（平17教委規則20・追加、平19教委規則10・旧様式第10号繰上、平25教委規則7・平27教委規則31・令3教委規則5・一部改正）

様式第10号（第13条関係）

（平17教委規則20・追加、平19教委規則10・旧様式第11号繰上、平27教委規則31・一部改正）

様式第11号（第13条関係）

（平17教委規則20・追加、平19教委規則10・旧様式第12号繰上、平27教委規則31・一部改正）

「静岡市総合運動場条例施行規則の一部改正について」外5件の議案について

(スポーツ振興課)

(1)提案理由

静岡市スポーツ施設予約システム(以下「予約システム」という。)の改修に伴い、規則の一部改正をしようとするもの。(令和7年4月1日の施設利用分から適用する改修後の予約システムに対応するもの。)

(2)予約システム改修概要

改修前(令和7年3月31日施設利用分まで)	改修後(令和7年4月1日施設利用分から)
① 予約システムを利用するための登録、登録情報の変更、有効期限の更新を市役所、各区役所や体育館等の指定管理施設の窓口(以下「市役所等の窓口」という。)で申請 ※窓口で本人確認をする必要があるため	① 予約システムを利用するための登録、登録情報の変更、有効期限の更新がオンラインで申請可能 ※本人確認書類の電子申請機能が追加
② スマートフォン、パソコンなどから予約システムで施設を予約(＝予約のみで利用許可申請はできていない)	② スマートフォン、パソコンなどから予約システムで施設を予約(＝利用許可申請書の提出とみなす)
③ 利用前までに市役所等の窓口で利用許可申請書を提出 (職員が予約システムで、予約内容が印字された申請書を出力する)	③ 利用前までに、オンラインまたは市役所等の窓口で使用料金を支払う ※オンラインはクレジットカードで支払い、窓口は現金以外にクレジットカード、電子マネー、バーコード決済を追加
④ 使用料金を現金で支払う	④ 施設利用許可書を紙または電子で発行 ※利用者はスマートフォンやパソコンにて閲覧可
⑤ 施設利用許可書を紙で発行	⑤ 施設を利用
⑥ 施設を利用	

(3)改正内容

予約システムの改修により、申請書や許可書等が電子化されるため、所要の改正を行う。(議案参照)

(4)施行期日

令和7年2月1日

- ・令和7年4月1日以降の施設利用申請は、令和7年2月1日から可能となるため、改正後の様式を使用する。
- ・令和7年2月1日から令和7年3月31日までの施設利用申請は、改修前の予約システムで行うため改正前の様式を使用する。
- ・令和7年2月1日から令和7年3月31日までの間は、改正前の様式と改正後の様式を併用することとなる。

議案第42号

静岡市体育館条例施行規則の一部改正について

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 提案理由 | 静岡市スポーツ施設予約システムの改修に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

静岡市体育館条例施行規則

静岡市体育館条例施行規則（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○静岡市体育館条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第3号 様式第2号（第3条関係） 別記1（改正前）の とおり 様式第8号（第9条関係） 別記2（改正前）の とおり	○静岡市体育館条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第3号 様式第2号（第3条関係） 別記1（改正後）の とおり 様式第8号（第9条関係） 別記2（改正後）の とおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

別記1（改正前）

様式第2号(第3条関係)

体育館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用については次のとおり許可します。

利 用 体 育 館 名					
利 用 目 的					
利 用 責 任 者					
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人			
1	利 用 施 設		体育館の使用料	円	
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	又は利用料金		
	附 帯 設 備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金	円	
2	利 用 施 設		体育館の使用料	円	
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	又は利用料金		
	附 帯 設 備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金	円	
3	利 用 施 設		体育館の使用料	円	
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	又は利用料金		
	附 帯 設 備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金	円	
入場料徴収の有無		有(①1人 円・②その他)・無		使用料又は利用 料 金 の 合 計	円
許 可 の 条 件		1 静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行 規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利 用者が行ってください。		領収日付印	
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収印のないものは、無効です。 3 体育館の利用の際は、本書を係員に提示してください。					

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「指定管理者

名 称

を「静岡市教育長 氏 名 印」に替えること。

代表者 氏 名 印

体育館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用については次のとおり許可します。

利 用 体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		体育館の使用料 又は利用料金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附 帯 設 備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金 円
2	利 用 施 設		体育館の使用料 又は利用料金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附 帯 設 備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金 円
3	利 用 施 設		体育館の使用料 又は利用料金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	附 帯 設 備 の 利 用		附帯設備の使用 料又は利用料金 円
入場料徴収の有無		有(①1人 円・②その他)・無	使用料又は利用 料 金 の 合 計 円
許 可 の 条 件		1 静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行規則及び係員の指示事項を守って ください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 体育館の利用の際は、本書を係員に提示してください。			

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「指定管理者

名 称 を「静岡市教育長 氏 名 印」に替えること。

代表者 氏 名 印

別記2 (改正前)
様式第8号(第8条関係)

体 育 館 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者
代表者 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
氏 名
電 話

体育館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後 後		
体育館の利用場所		利 用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市由比体育館の場合は、
「(宛先)指定管理者
名 称 を「(宛先) 静岡市教育長」に替えること。
代表者氏名」

別記2（改正後）
様式第8号(第8条関係)

体 育 館 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 { 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 }
申請者
代表者 { 法人にあつては、その名称 }
氏 名 { 及び代表者の氏名 }
電 話

体育館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後 後		
体育館の利用場所		利 用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市由比体育館の場合は、

「(宛先)指定管理者
名 称 を「(宛先) 静岡市教育長」に替えること。
代表者氏名」

○静岡市体育館条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により条例第2条の表に掲げる体育館（以下「体育館」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、体育館利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者等（静岡市由比体育館以外の体育館にあっては指定管理者を、静岡市由比体育館にあっては教育長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、個人の利用については、申請書の提出を要しない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者等が認めるときは、同日後においても同項の申請書を提出することができる。

（平17教委規則21・旧第4条繰上・一部改正、平18教委規則3・平20教委規則22・平27教委規則30・平27教委規則32・平29教委規則22・令5教委規則2・一部改正）

(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者等は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、体育館利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 体育館を個人で利用しようとする者（以下「個人利用者」という。）には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）及び個人利用者は、利用許可書又は個人利用券を携帯し、体育館の係員の要求があったときは、直ちに提示しなければならない。

（平17教委規則21・旧第5条繰上・一部改正、平27教委規則32・一部改正）

(使用料の減額又は免除)

第4条 条例第9条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ体育館使用料減額・免除承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、体育館使用料減額・免除通知書（様式第5号）を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難い事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

（平17教委規則21・旧第6条繰上・一部改正）

（利用料金の承認手続等）

第5条 指定管理者は、条例第16条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、体育館利用料金承認申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、体育館利用料金承認証（様式第7号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を当該体育館を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（平27教委規則32・追加）

（利用料金の減額又は免除の基準等）

第6条 条例第16条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第16条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

（平27教委規則32・追加）

（利用料金の還付の基準等）

第7条 条例第16条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

（1）条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第16条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第5条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則32・追加、平29教委規則22・一部改正)

(利用許可の取消手続)

第8条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、体育館利用許可取消申出書(様式第8号)を指定管理者等に提出しなければならない。

(平17教委規則21・旧第7条繰上・一部改正、平27教委規則32・旧第5条繰下・一部改正)

(附帯設備等の返還)

第9条 利用者は、利用を終わったときは、直ちに附帯設備等を所定の位置に戻し、体育館係員の点検を受けなければならない。

(平17教委規則21・旧第8条繰上、平27教委規則32・旧第6条繰下)

(屋内プールの利用制限)

第10条 静岡市中央体育館の屋内プールについては、次の各号のいずれかに該当する者の利用を許可しないものとする。ただし、第3号の場合において指定管理者等が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 18歳以上の保護者の同伴のない小学生以下の者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理上支障があると認められる者

(平17教委規則21・旧第9条繰上・一部改正、平27教委規則32・旧第7条繰下)

(遵守事項)

第11条 体育館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 許可を受けないで物品の販売又は展示をしないこと。
- (3) 許可を受けないで紙等の行為をしないこと。
- (4) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(平17教委規則21・旧第10条繰上、平27教委規則32・旧第8条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

第12条 条例第17条の規定による申請は、体育館指定管理者指定申請書（様式第9号）

に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 体育館事業計画書（様式第10号）
- (2) 体育館事業計画に関する収支予算書（様式第11号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

（平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧第9条繰下・一部改正）

(協定の締結)

第13条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と体育館の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧第10条繰下）

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平27教委規則32・旧第11条繰下、平29教委規則22・一部改正）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市体育館条例施行規則（昭和46年静岡市教育委員会規則第4号）又は清水市総合運動場条例施行規則（昭和44年清水市教育委員会規則第6号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町立体育館条例施行規則（平成15年蒲原町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18教委規則3・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 4 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町民体育館条例施行規則（昭和54年由比町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20教委規則22・追加)

附 則（平成17年10月7日教委規則第21号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条を第8条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第6号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日教委規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 2 静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則（平成17年静岡市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の改正規定中「及び静岡市中央体育館井川分館」を「、静岡市蒲原体育館及び静岡市中央体育館井川分館」に改める。

様式第1号その1の改正規定及び様式第2号その1の改正規定中「静岡市清水三保体育館」の次に「及び静岡市蒲原体育館」を加える。

様式第6号の改正規定中「及び静岡市中央体育館井川分館」を「、静岡市蒲原体育館及び静岡市中央体育館井川分館」に改める。

附 則（平成20年10月22日教委規則第22号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の静岡市体育館条例施行規則様式第1号その1、様式第2号その1及び様式第3号の規定は、平成25年6月1日以後の利用に係る許可の手続から適用し、同日前の利用に係る許可の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日教委規則第30号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月12日教委規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市体育館条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月26日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日教委規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

体 育 館 利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
申請者
代表者 (法人にあっては、その氏名) (名称及び代表者の氏名)
氏 名
電 話

静岡市体育館条例第6条第1項の規定により、体育館を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 体 育 館 名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		※ 体育館の使用 料又は利用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附 帯 設 備 の 利 用		※附帯設備 の使用料又は 利用料金	円
2	利 用 施 設		※ 体育館の使用 料又は利用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附 帯 設 備 の 利 用		※附帯設備 の使用料又は 利用料金	円
3	利 用 施 設		※ 体育館の使用 料又は利用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	附 帯 設 備 の 利 用		※附帯設備 の使用料又は 利用料金	円
入場料徴収の有無		有(①1人 円・②その他)・無	※ 使用料又は 利用料金の 合 計	円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

備考 静岡市由比体育館の場合は、
「(宛先)指定管理者
名 称 を「(宛先)静岡市教育長」に替えること。
代表者氏名」

体育館利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった体育館の利用については次のとおり許可します。

利用体育館名				
利用目的				
利用責任者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		体育館の使用料	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	又は利用料金	
	附帯設備の利用		附帯設備の使用料又は利用料金	円
2	利用施設		体育館の使用料	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	又は利用料金	
	附帯設備の利用		附帯設備の使用料又は利用料金	円
3	利用施設		体育館の使用料	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	又は利用料金	
	附帯設備の利用		附帯設備の使用料又は利用料金	円
入場料徴収の有無		有(①1人 円・②その他)・無		円
許可の条件		1 静岡市体育館条例、静岡市体育館条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設等の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。		
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 体育館の利用の際は、本書を係員に提示してください。				

備考 静岡市由比体育館の場合は、
「指定管理者
名 称 を「静岡市教育長 氏 名 印」に替えること。
代表者 氏 名 印」

様式第 3 号（第 3 条関係）

1 体育館（静岡市中央体育館の屋内プール及び静岡市由比体育館を除く。）個人利用券
(当日券)

体育館当日利用券	
¥	
静岡市	体育館
No.	

(定期券) (表)

No.	体育館定期利用券	定期控券	
()		種目	
種目	月	金 額	
氏名	歳 男・女	氏名	歳 男・女
住所		住所	
静岡市	体育館	発行年月	No.

(定期券) (裏)

(注意事項)	
1 静岡市体育館条例、静岡市体育館 条例施行規則及び係員の指示事項を守っ てください。	
2 利用後の整理及び整頓は、全て利 用者が行ってください。	
3 この定期券の利用は、記名本人に 限ります。	
4 特定行事のある場合は、利用でき ないことがあります。	

(整理券)

体育館整理利用券	
¥	
静岡市	体育館
No.	

2 静岡市中央体育館屋内プール個人利用券

(当日券)

中央体育館屋内プール当日利用券	
¥	
利用時間 2 時間 時 分まで	
静岡市中央体育館	
No.	

(回数券)

No.

中央体育館屋内プール回数利用券

発行日 年 月 日

11枚綴 金額 円

利用期間 夏期・通常期

利用上の注意

1 この利用券1枚で、1人2時間利用できます。

2 利用しようとするときは、係員に本券を提示してください。

3 プールが満員の場合は、利用できません。

4 利用期間の夏期は、7月1日から8月31日まで、通常期は、9月1日から翌年6月30日までです。

5 この券は、払戻し又は通貨との交換はいたしません。

6 この券の汚損、紛失などによって生ずる損害に対し補償はいたしません。

静岡市中央体育館

中央体育館屋内プール回数利用券No.

利用期間 夏期・通常期

一般・生徒等・70歳以上の者

利用時間2時間 時 分まで

静岡市中央体育館

(整理券)

中央体育館屋内プール整理利用券

¥

利用時間 1 時間 時 分まで

静岡市中央体育館

体育館使用料減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

団体名
住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
申請者
代表者 (法人にあっては、その氏名 名称及び代表者の氏名)
氏 名
電 話

静岡市体育館条例第9条の規定により、体育館の使用料の減額免除を受けたいので、次のとおり申請します。

体 育 館 名					
利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで				
体育館の利用場所					
体 育 館 使 用 料	円	附帯設備 使 用 料	円	使用料合計	円
減額・免除を受けようとする理由及び額					
※ 減 額 ・ 免 除			※ 徴 収 額		
免 除	減額		円	円	
※通知年月日	年 月 日		※通 知 番 号	第 号	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

体育館使用料減額・免除通知書

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった の体育館使用料の減額免除

減額
免除
については、次のとおり減額したので通知します。

1 減 額			
	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額
体 育 館 使 用 料	円	円	円
附 帯 設 備 使 用 料			
使 用 料 合 計			
2 免 除			
減額 免除の条件			

体育館利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

体育館の利用料金について承認を受けたいので、静岡市体育館条例施行規則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

体育館利用料金承認証

年 月 日付で申請のあった体育館の利用料金については、次のとおり承認
します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （１）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （２）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

体 育 館 利 用 許 可 取 消 申 出 書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者
代表者 (法人にあつては、その氏 名 名称及び代表者の氏名)
電 話

体育館の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

体 育 館 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで		
体育館の利用場所		利用 附 帯 設 備	
利用 許 可 年 月 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市由比体育館の場合は、
「(宛先)指定管理者
名 称 を「(宛先)静岡市教育長」に替えること。
代表者氏名」

様式第 9 号(第12条関係)

体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

体育館の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市体育館条例第17条及び静岡市体育館
条例施行規則第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第10号(第12条関係)

体育館事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第1号（第2条関係）

（平17教委規則21・平18教委規則3・平20教委規則22・平25教委規則8・一部改正、平27教委規則30・旧様式第1号その1・一部改正、平27教委規則32・平29教委規則22・令2教委規則5・令3教委規則5・令5教委規則2・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（平17教委規則21・平18教委規則3・平20教委規則22・平25教委規則8・一部改正、平27教委規則30・旧様式第2号その1・一部改正、平27教委規則32・平29教委規則22・令2教委規則5・令5教委規則2・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平27教委規則32・全改、令2教委規則5・令5教委規則2・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平17教委規則21・平25教委規則8・令3教委規則5・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平17教委規則21・一部改正）

様式第6号（第5条関係）

（平27教委規則32・追加、令3教委規則5・一部改正）

様式第7号（第5条関係）

（平27教委規則32・追加）

様式第8号（第8条関係）

（平17教委規則21・平18教委規則3・平20教委規則22・平25教委規則8・平27教委規則30・一部改正、平27教委規則32・旧様式第6号繰下・一部改正、平29教委規則22・令3教委規則5・令5教委規則2・一部改正）

様式第9号（第12条関係）

（平17教委規則21・追加、平25教委規則8・一部改正、平27教委規則32・旧様式第7号繰下・一部改正、令3教委規則5・一部改正）

様式第10号（第12条関係）

（平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧様式第8号繰下・一部改正）

様式第11号（第12条関係）

（平17教委規則21・追加、平27教委規則32・旧様式第9号繰下・一部改正）

議案第43号

静岡市城北運動場条例施行規則の一部改正について

静岡市城北運動場条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 提案理由 | 静岡市スポーツ施設予約システムの改修に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

静岡市城北運動場条例施行規則

静岡市城北運動場条例施行規則（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○静岡市城北運動場条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第4号 様式第1号（第2条関係） 別記1（改正前）の とおり 様式第2号（第3条関係） 別記2（改正前） のとおり 様式第5号（第7条関係） 別記3（改正前） のとおり	○静岡市城北運動場条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第4号 様式第1号（第2条関係） 別記1（改正後）の とおり 様式第2号（第3条関係） 別記2（改正後） のとおり 様式第5号（第7条関係） 別記3（改正後） のとおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

別記1 (改正前)
様式第1号(第2条関係)

城北運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名

住所 (法人にあつては、その主たる
事 務 所 の 所 在 地)

申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及
び 代 表 者 の 氏 名)

電話

静岡市城北運動場条例第6条第1項の規定により、城北運動場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的										
利 用 施 設	利 用 日 時		利用者数		※ 利用料金					
	年	月	日	一般	人					
	時	分	から	生徒等	人					
	時	分	まで	70歳以上の者	人					
				合計	人					
	年	月	日	一般	人					
	時	分	から	生徒等	人					
	時	分	まで	70歳以上の者	人					
				合計	人					
	年	月	日	一般	人					
	時	分	から	生徒等	人					
	時	分	まで	70歳以上の者	人					
				合計	人					
※ 利 用 料 金 合 計					円					
※ 備 考					※領収日付印					
※受付	年	月	日	※許可	年	月	日	※受付		(運動広場を除く。)

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記1（改正後）
様式第1号(第2条関係)

城北運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名

住所 { 法人にあつては、その主たる事務所の所在地 }
申請者 氏名 { 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 }
電話

静岡市城北運動場条例第6条第1項の規定により、城北運動場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 施 設	利 用 日 時	利用者数		※ 利用料金	
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般	人	円	
		生徒等	人		
		70歳以上の者	人		
		合計	人		
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般	人	円	
		生徒等	人		
		70歳以上の者	人		
		合計	人		
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般	人	円	
		生徒等	人		
		70歳以上の者	人		
		合計	人		
※ 利 用 料 金 合 計				円	
※ 備 考					
※受付	年 月 日	※許可	年 月 日	※受付	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記2（改正前）
様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

城 北 運 動 場 利 用 許 可 書

年 月 日付けで申請のあった城北運動場の利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 施 設	利 用 日 時	利用者数	利 用 料 金
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	円
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	円
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	円
利 用 料 金 合 計			円
許 可 の 条 件	静岡市城北運動場条例、静岡市城北運動場条例施行規則 及び係員の指示事項を守ってください。		領収日付印
			(注) 1 本書をもって領収書に代えます。(運動広場を除く。) 2 領収印のないものは、無効です。(運動広場を除く。) 3 利用の際は、本書を係員に提示してください。(運動広場を除く。)

別記2（改正後）
様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

城北運動場利用許可書

年 月 日付けで申請のあった城北運動場の利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的				
利 用 施 設	利 用 日 時	利用者数		利 用 料 金
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		円
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		円
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		円
利 用 料 金 合 計				円
許 可 の 条 件	静岡市城北運動場条例、静岡市城北運動場条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。			
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。(運動広場を除く。) 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。				

別記3（改正前）
様式第5号(第7条関係)

城北運動場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話

静岡市城北運動場条例第11条の規定により、城北運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可を受けた施設	テニス場・相撲場・運動広場・クラブハウス	(会議室 更衣室)
利 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
利 用 内 容		
利 用 者 数	人	
利 用 面 数	面	
利用許可年月日	年 月 日	付け許可番号 第 号
取消しを受けようとする理由		
備 考	利用許可書を添付してください。	

別記3（改正後）
様式第5号(第7条関係)

城北運動場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電話

静岡市城北運動場条例第11条の規定により、城北運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可を受けた施設	テニスコート・相撲場・運動広場・クラブハウス	会議室 更衣室
利 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
利 用 内 容		
利 用 者 数	人	
利 用 面 数	面	
利用許可年月日	年 月 日	
取消しを受けようとする理由		
備 考	利用許可書を添付してください。	

○静岡市城北運動場条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市城北運動場条例（平成15年静岡市条例第125号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により静岡市城北運動場（以下「運動場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、城北運動場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、運動場の利用前に提出しなければならない。

(平17教委規則22・旧第4条繰上・一部改正)

(許可書の交付)

第3条 指定管理者は、運動場の利用を許可したときは、城北運動場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(平17教委規則22・旧第5条繰上・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第14条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、城北運動場利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、城北運動場利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を運動場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平27教委規則33・全改)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第14条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第14条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則33・追加)

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第14条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第8条に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 条例第8条に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第14条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則33・追加、平29教委規則22・一部改正)

(利用許可の取消しの申出)

第7条 運動場の利用許可を受けた者は、利用許可の取消しを申し出ようとするときは、城北運動場利用許可取消申出書(様式第5号)に許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(平17教委規則22・旧第7条繰上・一部改正、平27教委規則33・旧第5条繰下)

(遵守事項)

第8条 運動場の入場者(運動場の利用の許可を受けた者を含む。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで、寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(平17教委規則22・旧第8条繰上、平27教委規則33・旧第6条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第15条の規定による申請は、城北運動場指定管理者指定申請書(様式第6

号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 城北運動場事業計画書(様式第7号)
- (2) 城北運動場事業計画に関する収支予算書(様式第8号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(平17教委規則22・追加、平27教委規則33・旧第7条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と運動場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(平17教委規則22・追加、平27教委規則33・旧第8条繰下)

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、運動場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平27教委規則33・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市城北運動場条例施行規則(昭和58年静岡市教育委員会規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年10月7日教委規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条を第6条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から

施行する。

附 則（平成27年11月12日教委規則第33号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。
- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月26日教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

城北運動場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話

静岡市城北運動場条例第6条第1項の規定により、城北運動場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 施 設	利 用 日 時		利用者数		※ 利用料金
	年	月	日	一般	人
	時	分	から	生徒等	人
	時	分	まで	70歳以上の者	人
				合計	人
	年	月	日	一般	人
	時	分	から	生徒等	人
	時	分	まで	70歳以上の者	人
				合計	人
	年	月	日	一般	人
	時	分	から	生徒等	人
	時	分	まで	70歳以上の者	人
				合計	人
※ 利 用 料 金 合 計					円
※ 備 考					
※受付	年	月	日	※許可	年
					月
				※受付	日

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

第 号

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

城北運動場利用許可書

年 月 日付けで申請のあった城北運動場の利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的				
利 用 施 設	利 用 日 時	利用者数		利 用 料 金
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		円
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		円
	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		円
利 用 料 金 合 計				円
許 可 の 条 件	静岡市城北運動場条例、静岡市城北運動場条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。			
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。(運動広場を除く。) 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。				

様式第3号（第4条関係）

城北運動場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

城北運動場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市城北運動場条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

城北運動場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった城北運動場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （１）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （２）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第5号(第7条関係)

城北運動場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

団体名
住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話

静岡市城北運動場条例第11条の規定により、城北運動場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可を受けた施設	テニスコート・相撲場・運動広場・クラブハウス〔会議室〕 〔更衣室〕
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
利 用 内 容	
利 用 者 数	人
利 用 面 数	面
利用許可年月日	年 月 日
取消しを受けようとする理由	
備 考	利用許可書を添付してください。

様式第6号(第9条関係)

城北運動場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市城北運動場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市城北運動場条例第15条及び静岡市城北運動場条例施行規則第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

城北運動場事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

城北運動場事業計画に関する収支予算書

[illegible]

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平17教委規則22・平27教委規則33・令 2 教委規則 6 ・一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平17教委規則22・平27教委規則33・令 2 教委規則 6 ・一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(平27教委規則33・全改、令 3 教委規則 5 ・一部改正)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(平27教委規則33・全改)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(平17教委規則22・平27教委規則33・一部改正)

様式第 6 号 (第 9 条関係)

(平17教委規則22・追加、平27教委規則33・令 3 教委規則 5 ・一部改正)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

(平17教委規則22・追加、平27教委規則33・一部改正)

様式第 8 号 (第 9 条関係)

(平17教委規則22・追加、平27教委規則33・一部改正)

議案第44号

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正について

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤 堀 文 宣
(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 提案理由 | 静岡市スポーツ施設予約システムの改修に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第7号	○静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第7号
様式第1号（第2条関係） 別記1（改正前）のとおり	様式第1号（第2条関係） 別記1（改正後）のとおり
様式第2号（第3条関係） 別記2（改正前）のとおり	様式第2号（第3条関係） 別記2（改正後）のとおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

別記 1 (改正前)
様式第 1 号(第 2 条関係)

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

名 称
代表者氏名

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

清水蛇塚スポーツグラウンドを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		※	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照 明 施 設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
2	利 用 施 設		※	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照 明 施 設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
3	利 用 施 設		※	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照 明 施 設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
			※ 利用料金合計	円
			※領収日付印	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

別記 1 (改正後)
様式第 1 号(第 2 条関係)

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

名 称
代表者氏名

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

清水蛇塚スポーツグラウンドを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		※	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照 明 施 設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
2	利 用 施 設		※	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照 明 施 設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
3	利 用 施 設		※	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照 明 施 設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
※ 利用料金合計				
				円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水蛇塚スポーツグラウンドの利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
許 可 の 条 件		1 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の整理、整頓は全て利用者が行ってください。	利用料金合計 円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 領収印のないものは無効です。 3 利用の際は、本書を係員に提示してください。		領収日付印	

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水蛇塚スポーツグラウンドの利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		照 明 施 設 利 用 料 金	円
2	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		照 明 施 設 利 用 料 金	円
3	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		照 明 施 設 利 用 料 金	円
許 可 の 条 件		1 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の整理、整頓は全て利用者が行ってください。	利用料金合計	円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。				

○静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド（以下「グラウンド」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の1月前までに清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

（平17教委規則24・旧第4条繰上・一部改正、平27教委規則34・一部改正）

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、グラウンドの利用を許可したときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（平17教委規則24・旧第5条繰上・一部改正）

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第11条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をグラウンドを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（平27教委規則34・全改）

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第11条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第11条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則34・全改)

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第11条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) グラウンドの利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) グラウンドの利用の許可を受けた者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第11条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則34・追加、平29教委規則22・一部改正)

(指定管理者の指定の申請書類)

第7条 条例第12条の規定による申請は、清水蛇塚スポーツグラウンド指定管理者指定申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画書(様式第6号)
- (2) 清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画に関する収支予算書(様式第7号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平17教委規則24・追加、平27教委規則34・旧第6条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とグラウンドの管理に関

する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(平17教委規則24・追加、平27教委規則34・旧第7条繰下)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、グラウンドの管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委規則15・旧第9条繰上、平27教委規則34・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の清水市蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則（平成8年清水市教育委員会規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年3月22日教委規則第15号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月7日教委規則第24号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第7条を第5条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月12日教委規則第34号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。
- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月26日教委規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者

名 称

代表者氏名

住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電 話

清水蛇塚スポーツグラウンドを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者	人 合計	人
1	利用施設		※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照明施設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
2	利用施設		※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照明施設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
3	利用施設		※	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金	
	照明施設		※ 照 明 施 設 利 用 料 金	円
※ 利用料金合計				
				円

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水蛇塚スポーツグラウンドの利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利用施設		利 用 料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
2	利用施設		利 用 料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
3	利用施設		利 用 料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
許 可 の 条 件		1 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の整理、整頓は全て利用者が行ってください。	利用料金合計 円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。			

様式第3号（第4条関係）

清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金について承認を受けたいので、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第5号(第7条関係)

清水蛇塚スポーツグラウンド指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの指定管理者の指定を受けたいので、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例第12条及び静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 6 号(第 7 条関係)

清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第7号(第7条関係)

清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]

様式第 1 号 (第 2 条関係)

(平17教委規則15・全改、平17教委規則24・平27教委規則34・令 2 教委規則 8 ・
令 3 教委規則 5 ・一部改正)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(平17教委規則15・全改、平17教委規則24・平27教委規則34・令 2 教委規則 8 ・
一部改正)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

(平27教委規則34・全改、令 3 教委規則 5 ・一部改正)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

(平27教委規則34・全改)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

(平17教委規則24・追加、平27教委規則34・旧様式第 6 号繰上・一部改正、令 3
教委規則 5 ・一部改正)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

(平17教委規則24・追加、平27教委規則34・旧様式第 7 号繰上・一部改正)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

(平17教委規則24・追加、平27教委規則34・旧様式第 8 号繰上・一部改正)

議案第45号

静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部改正について

静岡市スポーツ広場条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | |
|--------|--|
| 1 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 提案理由 | 静岡市スポーツ施設予約システムの改修に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

静岡市スポーツ広場条例施行規則

静岡市スポーツ広場条例施行規則（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○静岡市スポーツ広場条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第8号 様式第1号その1（第2条関係） 別記1（改正前）のとおり 様式第1号その2（第2条関係） 別記2（改正前）のとおり 様式第2号その1（第3条関係） 別記3（改正前）のとおり 様式第2号その2（第3条関係） 別記4（改正前）のとおり 様式第6号（第5条関係） 別記5（改正前）のとおり 様式第9号（第9条関係） 別記6（改正前）のとおり	○静岡市スポーツ広場条例施行規則 平成15年4月1日 教育委員会規則第8号 様式第1号その1（第2条関係） 別記1（改正後）のとおり 様式第1号その2（第2条関係） 別記2（改正後）のとおり 様式第2号その1（第3条関係） 別記3（改正後）のとおり 様式第2号その2（第3条関係） 別記4（改正後）のとおり 様式第6号（第5条関係） 別記5（改正後）のとおり 様式第9号（第9条関係） 別記6（改正後）のとおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

別記 1 (改正前)
様式第 1 号その 1 (第 2 条関係)

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

申請者

住所

氏名

電話

法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地

法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名

スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

利用スポーツ広場名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
			使 用 料 合 計	円
			領収日付印	

別記 1 (改正後)
様式第 1 号その 1 (第 2 条関係)

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

利用スポーツ広場名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
			使 用 料 合 計	円

別記2（改正前）
様式第1号その2（第2条関係）

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市清水長崎新田スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		利 用 料 金 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
		利 用 料 金 合 計 円	
		領収日付印	

別記2（改正後）
様式第1号その2（第2条関係）

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市清水長崎新田スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利用施設		利 用 料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設		夜間照明施設の利用料金	円
	附帯設備の利用		附帯設備の利用料金	円
2	利用施設		利 用 料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設		夜間照明施設の利用料金	円
	附帯設備の利用		附帯設備の利用料金	円
3	利用施設		利 用 料 金	円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設		夜間照明施設の利用料金	円
	附帯設備の利用		附帯設備の利用料金	円
			利 用 料 金 合 計	円

別記3（改正前）
様式第2号その1（第3条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用については次のとおり許可します。

利用スポーツ広場名					
利 用 目 的					
利 用 責 任 者					
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人			
1	利 用 施 設			夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
2	利 用 施 設			夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
3	利 用 施 設			夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
許 可 の 条 件		1 静岡市スポーツ広場条例、静岡市スポーツ広場条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。		使 用 料 合 計	円
		2 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。		<u>領収日付印</u>	
(注)					
1 本書をもって領収書に代えます。					
2 <u>領収印のないものは、無効です。</u>					
3 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。					

別記3（改正後）
様式第2号その1（第3条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用については次のとおり許可します。

利用スポーツ広場名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
許 可 の 条 件		1 静岡市スポーツ広場条例、静岡市スポーツ広場条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	使 用 料 合 計	円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。				

別記4（改正前）
様式第2号その2（第3条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 ㊞

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水長崎新田スポーツ広場の施設の利用については次のとおり許可します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金	円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金	円
2	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金	円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金	円
3	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金	円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金	円
許 可 の 条 件			利 用 料 金 合 計	円
			領収日付印	

- (注)
- 1 本書をもって領収書に代えます。
 - 2 領収印のないものは、無効です。
 - 3 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。
 - 4 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

別記4（改正後）
様式第2号その2（第3条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 ㊞

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水長崎新田スポーツ広場の施設の利用については次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分 まで	利 用 料 金 円
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設		
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分 まで	利 用 料 金 円
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設		
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分 まで	利 用 料 金 円
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
許 可 の 条 件			利 用 料 金 合 計 円

- (注)
- 1 本書をもって領収書に代えます。
 - 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。
 - 3 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

別記5（改正前）
様式第6号(第5条関係)

スポーツ広場使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者	住所	〔法人又は団体にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
	氏名	
	電話	

静岡市スポーツ広場条例第10条ただし書の規定により、静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可を受けた施設		
利 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
利 用 内 容		
利 用 者 数	人	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日付 ^付 け許可番号 第 号	
還 付 を 申 請 す る 理 由 及 び そ の 額	円	
そ の 他 必 要 な 事 項		

(注) 利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなくなった場合において還付を受けようとする者は、許可書又は個人利用券を添付してください。

別記5（改正後）
様式第6号(第5条関係)

スポーツ広場使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者

住所

氏名

電話

〔法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕

〔法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡市スポーツ広場条例第10条ただし書の規定により、静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可を受けた施設		
利 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
利 用 内 容		
利 用 者 数	人	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日	
還 付 を 申 請 す る 理 由 及 び そ の 額	円	
そ の 他 必 要 な 事 項		

（注） 利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなくなった場合において還付を受けようとする者は、許可書又は個人利用券を添付してください。

別記6（改正前）
様式第9号(第9条関係)

スポーツ広場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
申出者
氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電 話

スポーツ広場の利用の許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

ス ポ ー ツ 広 場 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで		
施 設 の 利 用 場 所		利 用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市清水長崎新田スポーツ広場の場合は、
「(宛先) 指定管理者
「(宛先) 静岡市教育長」を 名 称 に替えること。
代表者氏名」

別記6（改正後）
様式第9号(第9条関係)

スポーツ広場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

住 所 { 法人又は団体にあつては、その
主たる事務所の所在地 }
申出者
氏 名 { 法人又は団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名 }
電 話

スポーツ広場の利用の許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

ス ポ ー ツ 広 場 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで		
施 設 の 利 用 場 所		利 用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市清水長崎新田スポーツ広場の場合は、
「(宛先) 指定管理者
「(宛先) 静岡市教育長」を 名 称 に替えること。
代表者氏名」

○静岡市スポーツ広場条例施行規則

平成15年4月1日

教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定によりスポーツ広場（以下「広場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、スポーツ広場利用許可申請書（様式第1号）を教育長等（静岡市清水三保貝島スポーツ広場、静岡市清水草薙スポーツ広場、静岡市清水穴原スポーツ広場及び静岡市由比川河川敷スポーツ広場にあつては教育長を、静岡市清水長崎新田スポーツ広場にあつては指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、静岡市清水長崎新田スポーツ広場のスポーツ交流センター（以下「スポーツ交流センター」という。）の個人の利用については、申請書の提出を要しない。

（平17教委規則16・一部改正、平17教委規則34・旧第4条繰上・一部改正、平20教委規則24・平22教委規則18・平29教委規則22・一部改正）

(利用の許可)

第3条 教育長等は、広場の利用を許可したときは、スポーツ広場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 スポーツ交流センターの軽運動室及び体育室を個人で利用しようとする者及びシャワーを利用しようとする者には、個人利用券（様式第3号）を発行する。

3 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可書又は個人利用券を携帯し、職員の要求があつたときは、直ちに提示しなければならない。

（平17教委規則16・一部改正、平17教委規則34・旧第5条繰上、平20教委規則24・平22教委規則18・平29教委規則22・一部改正）

(使用料の減額又は免除の申請)

第4条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめスポーツ広場使用料減額・免除申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、スポーツ広場使用料減額・免除決定通知書（様式第5号）を交付する。

(平17教委規則16・旧第7条繰上・一部改正、平17教委規則34・旧第6条繰上、
平20教委規則24・一部改正)

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、スポーツ
広場使用料還付申請書(様式第6号)にスポーツ広場利用許可書又は個人利用券を添え
て市長に提出しなければならない。

(平17教委規則16・旧第8条繰上・一部改正、平17教委規則34・旧第7条繰上・
一部改正、平20教委規則24・平22教委規則18・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第6条 指定管理者は、条例第15条第2項の利用料金(以下「利用料金」という。)につ
いて、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、スポーツ広場利用料
金承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、スポーツ広場利用料金承認証(様式第
8号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金
を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認
証を当該広場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に
公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報
告しなければならない。

(平27教委規則35・追加)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第7条 条例第15条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次
の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める
額とする。

(1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額
し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第15条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したとき
は、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則35・追加)

(利用料金の還付の基準等)

第8条 条例第15条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第10条の2に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 条例第10条の2に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第6条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則35・追加、平29教委規則22・一部改正)

(利用の許可の取消し)

第9条 利用者が利用許可の取消しを受けようとするときは、スポーツ広場利用許可取消申出書(様式第9号)を教育長等に提出しなければならない。

(平17教委規則16・追加、平17教委規則34・旧第8条繰上、平22教委規則18・一部改正、平27教委規則35・旧第6条繰下・一部改正、平29教委規則22・一部改正)

(指定管理者の指定の申請書類)

第10条 条例第16条の規定による申請は、スポーツ広場指定管理者指定申請書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) スポーツ広場事業計画書(様式第11号)

(2) スポーツ広場事業計画に関する収支予算書(様式第12号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平22教委規則18・追加、平27教委規則35・旧第7条繰下・一部改正)

(協定の締結)

第11条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とスポーツ広場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
(平22教委規則18・追加、平27教委規則35・旧第8条繰下)

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、広場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17教委規則34・旧第9条繰上、平22教委規則18・旧第7条繰下、平27教委規則35・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の清水市スポーツ広場条例施行規則（平成14年清水市教育委員会規則第14号）の規定に基づいてなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 3 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町由比川河川敷スポーツ公園テニスコート条例施行規則（平成14年由比町教育委員会規則第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20教委規則24・追加)

附 則（平成17年3月22日教委規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月15日教委規則第34号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月22日教委規則第24号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成22年9月15日教委規則第18号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条の次に2条を加える改正規定及び様式第7号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月28日教委規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この規則による改正後の静岡市スポーツ広場条例施行規則様式第 1 号及び様式第 2 号の規定は、平成25年 6 月 1 日以後の利用に係る許可の手続から適用し、同日前の利用に係る許可の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月12日教委規則第35号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日教委規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第 1 条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第 1 条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。
- 3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 2 年 3 月26日教委規則第 9 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月31日教委規則第 5 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

様式第1号その1(第2条関係)

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

申請者 住 所 (法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)
電 話

スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

利用スポーツ広場名				
利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設			
			使 用 料 合 計	円

様式第 1 号その 2（第 2 条関係）

スポーツ広場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 〔法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名 〔法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕
電 話

静岡市清水長崎新田スポーツ広場を利用したいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第 2 条の規定により、次のとおり申請します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一 般 人 生 徒 等 人	70 歳 以 上 の 者 人	合 計 人
1	利 用 施 設			
	利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		利 用 料 金 円
	照 明 施 設			夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用			附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
2	利 用 施 設			
	利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		利 用 料 金 円
	照 明 施 設			夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用			附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
3	利 用 施 設			
	利 用 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで		利 用 料 金 円
	照 明 施 設			夜間照明施設の利用料金 円
	附 帯 設 備 の 利 用			附 帯 設 備 の 利 用 料 金 円
				利 用 料 金 合 計 円

様式第 2 号その 1（第 3 条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

静岡市教育長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用については次のとおり許可します。

利用スポーツ広場名			
利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
1	利 用 施 設		夜間照明施設使用料 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		
2	利 用 施 設		夜間照明施設使用料 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		
3	利 用 施 設		夜間照明施設使用料 円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照 明 施 設		
許 可 の 条 件		1 静岡市スポーツ広場条例、静岡市スポーツ広場条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。	使 用 料 合 計 円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。			

様式第2号その2（第3条関係）

スポーツ広場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 ⑩

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水長崎新田スポーツ広場の施設の利用については次のとおり許可します。

利 用 目 的				
利 用 責 任 者				
利 用 予 定 人 員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人		
1	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金	円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金	円
2	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金	円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金	円
3	利 用 施 設		利 用 料 金	円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照 明 施 設		夜間照明施設の利用料金	円
	附 帯 設 備 の 利 用		附 帯 設 備 の 利 用 料 金	円
許 可 の 条 件			利 用 料 金 合 計	円

(注)

- 1 本書をもって領収書に代えます。
- 2 施設の利用の際は、本書を係員に提示してください。
- 3 利用後の施設の整理及び整頓は、全て利用者が行ってください。

様式第 3 号(第 3 条関係)

(個人利用券)

<u>個人利用券</u>
年 月 日
静岡市清水長崎新田スポーツ広場 スポーツ交流センター
(利用施設)
円

様式第4号(第4条関係)

スポーツ広場使用料減額・免除申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者

住所

氏名

電話

法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

静岡市スポーツ広場条例第9条の規定により、静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の減額免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 日 時	年 月 日 午 前	時 分	から	年 月 日 午 後	時 分 まで
施 設 の 利 用 場 所					
使 用 料	円				
減額・免除を受けようとする理由及びその額					
※ 減 額 ・ 免 除			※ 徴 収 額		
免 除	減額 円		円		
※通知年月日	年 月 日	※通 知 番 号	第	号	

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

様式第 5 号(第 4 条関係)

スポーツ広場使用料減額・免除決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

年 月 日付けで申請のあった静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の減額 減額
免除 については、次のとおり 免除 したので通知します。

1 減額			
	規 定 額	減 額	差 引 納 付 額
使 用 料	円	円	円
2 免除			
減額 免除 の条件			

様式第6号(第5条関係)

スポーツ広場使用料還付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

申請者 住所 〔法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕
電話

静岡市スポーツ広場条例第10条ただし書の規定により、静岡市由比川河川敷スポーツ広場の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

利用許可を受けた施設		
利 用 日 時	年 月 日	時 分から 時 分まで
利 用 内 容		
利 用 者 数	人	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日	
還 付 を 申 請 す る 理 由 及 び そ の 額	円	
そ の 他 必 要 な 事 項		

(注) 利用者の責めに帰することができない理由により、利用することができなくなった場合において還付を受けようとする者は、許可書又は個人利用券を添付してください。

様式第 7 号（第 6 条関係）

スポーツ広場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市スポーツ広場条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例の限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第 8 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

スポーツ広場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水長崎新田スポーツ広場の利用料金
については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （１）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （２）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第 9 号(第 9 条関係)

スポーツ広場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市教育長

申出者 住 所 (法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)
電 話

スポーツ広場の利用の許可の取消しを受けたいので、次のとおり申し出ます。

ス ポ ー ツ 広 場 名			
利 用 目 的			
利 用 日 時	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 後 時 分まで		
施 設 の 利 用 場 所		利 用 附 帯 設 備	
利 用 許 可 年 月 日	年 月 日		
取 消 し の 理 由			

備考 静岡市清水長崎新田スポーツ広場の場合は、
「(宛先) 指定管理者
「(宛先) 静岡市教育長」を 名 称 に替えること。
代表者氏名」

様式第10号(第10条関係)

スポーツ広場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

	所在地	〔法人以外の団体にあつて は、その代表者の住所〕
申請者	名 称	
	代 表 者	
	氏 名	
	電 話	

静岡市スポーツ広場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市スポーツ広場条例第16条及び静岡市スポーツ広場条例施行規則第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第11号(第10条関係)

スポーツ広場事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第12号(第10条関係)

スポーツ広場事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]

様式第1号その1（第2条関係）

（平22教委規則18・全改、平25教委規則9・一部改正、平27教委規則35・旧様式第1号・一部改正、平29教委規則22・令2教委規則9・一部改正）

様式第1号その2（第2条関係）

（平27教委規則35・追加、令2教委規則9・一部改正）

様式第2号その1（第3条関係）

（平17教委規則16・全改、平17教委規則34・平20教委規則24・平22教委規則18・平25教委規則9・一部改正、平27教委規則35・旧様式第2号・一部改正、平29教委規則22・令2教委規則9・一部改正）

様式第2号その2（第3条関係）

（平27教委規則35・追加、令2教委規則9・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（平17教委規則16・全改、平17教委規則34・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（平17教委規則16・全改、平17教委規則34・平20教委規則24・平22教委規則18・平25教委規則9・平27教委規則35・令3教委規則5・一部改正）

様式第5号（第4条関係）

（平17教委規則16・全改、平17教委規則34・平20教委規則24・平27教委規則35・一部改正）

様式第6号（第5条関係）

（平17教委規則16・全改、平17教委規則34・平20教委規則24・平22教委規則18・平25教委規則9・平27教委規則35・令3教委規則5・一部改正）

様式第7号（第6条関係）

（平27教委規則35・追加、令3教委規則5・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

（平27教委規則35・追加）

様式第9号（第9条関係）

（平17教委規則16・追加、平17教委規則34・平22教委規則18・平25教委規則9・一部改正、平27教委規則35・旧様式第7号繰下・一部改正、平29教委規則22・令3教委規則5・一部改正）

様式第10号（第10条関係）

（平22教委規則18・追加、平25教委規則9・一部改正、平27教委規則35・旧様式第8号繰下・一部改正、令3教委規則5・一部改正）

様式第11号（第10条関係）

（平22教委規則18・追加、平27教委規則35・旧様式第9号繰下・一部改正）

様式第12号（第10条関係）

（平22教委規則18・追加、平27教委規則35・旧様式第10号繰下・一部改正）

議案第46号

静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部改正について

静岡市清水庵原球場条例施行規則の一部を改正する規則を、次のとおり定める。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

(観光交流文化局スポーツ振興課)

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 内 容 | 新旧対照表のとおり |
| 2 | 提案理由 | 静岡市スポーツ施設予約システムの改修に伴い、規則の一部改正をしようとするものである。 |

静岡市清水庵原球場条例施行規則

静岡市清水庵原球場条例施行規則（平成17年6月23日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
○静岡市清水庵原球場条例施行規則 平成17年6月23日 教育委員会規則第19号	○静岡市清水庵原球場条例施行規則 平成17年6月23日 教育委員会規則第19号
様式第1号（第2条関係） 別記1（改正前）の とおり	様式第1号（第2条関係） 別記1（改正後）の とおり
様式第2号（第3条関係） 別記2（改正前） のとおり	様式第2号（第3条関係） 別記2（改正後） のとおり
様式第5号（第7条関係） 別記3（改正前） のとおり	様式第5号（第7条関係） 別記3（改正後） のとおり

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

別記 1 (改正前)
様式第 1 号(第 2 条関係)

清水庵原球場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

名 称
代表者氏名

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市清水庵原球場条例第 7 条第 1 項の規定により、静岡市清水庵原球場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 責 任 者		住所	氏名	電話	
利 用 予 定 人 員		一般 人	生徒等 人	70 歳以上の者 人	合計 人
利用内容					利用料金
1	利 用 施 設				円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
2	利 用 施 設				円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
3	利 用 施 設				円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
入 場 予 定 人 数		人			利用料金合計
入場料徴収の有無		有 ・ 無			円
利 用 区 分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他			
処 理 欄	受 付	年 月 日	受 付 者		領収日付印

別記 1 (改正後)
様式第 1 号(第 2 条関係)

清水庵原球場利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

名 称
代表者氏名

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電 話

静岡市清水庵原球場条例第 7 条第 1 項の規定により、静岡市清水庵原球場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的						
利 用 責 任 者		住所	氏名	電話		
利 用 予 定 人 員		一般 人	生徒等 人	70 歳以上の者 人	合計 人	
利用内容					利用料金	
1	利 用 施 設				円	
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
	照 明 施 設					円
	附 帯 施 設					円
2	利 用 施 設				円	
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				円
	照 明 施 設					円
	附 帯 施 設					円
3	利 用 施 設				円	
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				円
	照 明 施 設					円
	附 帯 施 設					円
入 場 予 定 人 数		人			利用料金合計	
入場料徴収の有無		有 ・ 無			円	
利 用 区 分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他				
処 理 欄	受 付	年 月 日		受 付 者		

第 号

清水庵原球場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水庵原球場の利用については、次のとおり許可します。

利用目的				
利用責任者		住所	氏名 電話	
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
利用内容			利用料金※	
1	利用施設		円	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			円
	附帯施設			円
2	利用施設		円	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			円
	附帯施設			円
3	利用施設		円	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			円
	附帯施設			円
入場予定人数		人	利用料金合計※	
入場料徴収の有無		有 ・ 無	円	
利用区分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他		
許可の条件		1 静岡市清水庵原球場条例、静岡市清水庵原球場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。	領収日付印※	
(注)				
1 本書をもって領収書に代えます。				
2 領収印のないものは、無効です。				
3 利用の際は、本書を携帯してください。				

第 号

清水庵原球場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水庵原球場の利用については、次のとおり許可します。

利用目的				
利用責任者		住所	氏名 電話	
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人		
利用内容			利用料金※	
1	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		円
	照明施設			円
	附帯施設			円
2	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		円
	照明施設			円
	附帯施設			円
3	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		円
	照明施設			円
	附帯施設			円
入場予定人数		人	利用料金合計※	
入場料徴収の有無		有 ・ 無	円	
利用区分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他		
許可の条件		1 静岡市清水庵原球場条例、静岡市清水庵原球場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。		

(注)

1 本書をもって領収書に代えます。

2 利用の際は、本書を携帯してください。

別記3（改正前）
様式第5号(第7条関係)

清水庵原球場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者

名 称
代表者氏名

住 所 (法人又は団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)
電 話

静岡市清水庵原球場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
取消しを申し出る理由			
利用内容			
1	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		
	附帯施設		
2	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		
	附帯施設		
3	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		
	附帯施設		
処理欄※	受付※	年 月 日	受付者※

(注) ※欄は、記入しないでください。

別記3（改正後）
様式第5号(第7条関係)

清水庵原球場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者

名 称
代表者氏名

住 所〔法人又は団体にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
申請者 氏 名〔法人又は団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
電 話

静岡市清水庵原球場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可年月日	年 月 日			
取消しを申し出る理由				
利用内容				
1	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
2	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
3	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
処理欄※	受付※	年 月 日	受付者※	

(注) ※欄は、記入しないでください。

○静岡市清水庵原球場条例施行規則

平成17年 6 月23日

教育委員会規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水庵原球場条例（平成17年静岡市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による静岡市清水庵原球場（以下「球場」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清水庵原球場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の前7日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平22教委規則19・平31教委規則3・一部改正)

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、球場の利用を許可したときは、清水庵原球場利用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

(平22教委規則19・平27教委規則36・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第15条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水庵原球場利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水庵原球場利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を球場を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平27教委規則36・全改、平31教委規則3・一部改正)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第15条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第15条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則36・全改、平31教委規則3・一部改正)

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第15条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 球場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、教育長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第15条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27教委規則36・追加、平29教委規則22・平31教委規則3・一部改正)

(利用の許可の取消しの申出等)

第7条 利用者は、利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、清水庵原球場利用許可取消申出書（様式第5号）を利用日の前7日までに指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第11条の規定により利用の許可を取り消したときは、清水庵原球場利用許可取消通知書（様式第6号）を交付する。

(平22教委規則19・一部改正、平27教委規則36・旧第6条繰下・一部改正、平31教委規則3・一部改正)

(入場者が遵守すべき事項)

第8条 球場の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。

(2) 指定された場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は施設内において火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで寄附金品の募集又は物品の販売若しくは展示をしないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(平22教委規則19・一部改正、平27教委規則36・旧第7条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

第9条 条例第16条の規定による申請は、清水庵原球場指定管理者指定申請書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 清水庵原球場事業計画書(様式第8号)

(2) 清水庵原球場事業計画に関する収支予算書(様式第9号)

(3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(平22教委規則19・追加、平27教委規則36・旧第8条繰下・一部改正、平31教委規則3・一部改正)

(協定の締結)

第10条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と球場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(平22教委規則19・追加、平27教委規則36・旧第9条繰下)

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、球場の管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平22教委規則19・旧第8条繰下、平27教委規則36・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年7月17日から施行する。

附 則(平成22年9月15日教委規則第19号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第7条の次に2条を加える改正

規定及び様式第7号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この規則による改正後の静岡市清水庵原球場条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定は、平成25年6月1日以後の利用に係る許可の手続から適用し、同日前の利用に係る許可の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月12日教委規則第36号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日教委規則第22号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により在職する間は、この規則による改正後の第1条から第34条までに規定する規則（以下「新関係規則」という。）の規定は適用せず、改正前の第1条から第34条までに規定する規則（以下「旧関係規則」という。）の規定はなおその効力を有する。

3 新関係規則の規定が適用される前に、旧関係規則の規定によりなされた手続その他の行為で、新関係規則の規定の適用日以降において静岡市教育長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同規定の適用日以降においては、同規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日教委規則第12号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日教委規則第5号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

清水庵原球場利用許可申請書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 法人又は団体にあつては、その
主たる事務所の所在地
申請者 氏 名 法人又は団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名
電 話 []

静岡市清水庵原球場条例第7条第1項の規定により、静岡市清水庵原球場の利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的					
利 用 責 任 者		住所	氏名	電話	
利 用 予 定 人 員		一般	人	生徒等	人
		70歳以上の者			人
		合計			人
利用内容				利用料金	
1	利 用 施 設				円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
2	利 用 施 設				円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
3	利 用 施 設				円
	利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで			
	照 明 施 設				
	附 帯 施 設				
入 場 予 定 人 数		人			利用料金合計
入場料徴収の有無		有 ・ 無			円
利 用 区 分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他			
処 理 欄		受 付	年 月 日	受 付 者	

清水庵原球場利用許可書

年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏名 印

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水庵原球場の利用については、
次のとおり許可します。

利用目的			
利用責任者		住所	氏名 電話
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70歳以上の者 人 合計 人	
利用内容			利用料金※
1	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 円	
	照明施設	円	
	附帯施設	円	
2	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 円	
	照明施設	円	
	附帯施設	円	
3	利用施設		
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 円	
	照明施設	円	
	附帯施設	円	
入場予定人数		人	利用料金合計※
入場料徴収の有無		有 ・ 無	円
利用区分		1 アマチュアスポーツ等 2 その他	
許可の条件		1 静岡市清水庵原球場条例、静岡市清水庵原球場条例施行規則及び係員の指示を守ってください。 2 利用後の整理及び原状回復は、全て利用者が行ってください。	

(注)

1 本書をもって領収書に代えます。

2 利用の際は、本書を携帯してください。

様式第3号（第4条関係）

清水庵原球場利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

清水庵原球場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市清水庵原球場条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

清水庵原球場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった清水庵原球場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第 5 号(第 7 条関係)

清水庵原球場利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先)指定管理者
名 称
代表者氏名

住 所 法人又は団体にあつては、そ
の主たる事務所の所在地
申請者 氏 名 法人又は団体にあつては、そ
の名称及び代表者の氏名
電 話

静岡市清水庵原球場の利用の許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利用許可年月日	年 月 日			
取消しを申し出る理由				
利用内容				
1	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
2	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
3	利用施設			
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
	照明施設			
	附帯施設			
処理欄※	受付※	年 月 日	受付者※	

(注) ※欄は、記入しないでください。

様式第 6 号(第 7 条関係)

第 号

清水庵原球場利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者

名 称

代表者 氏名 印

静岡市清水庵原球場条例第11条の規定により、静岡市清水庵原球場の利用の許可を取り消したので、次のとおり通知します。

取消しの理由		
取消しの対象とする利用内容		
1	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	照明施設	
	附帯施設	
2	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	照明施設	
	附帯施設	
3	利用施設	
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
	照明施設	
	附帯施設	
備考		

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第 7 号(第 9 条関係)

清水庵原球場指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

	所在地	〔法人以外の団体にあつて は、その代表者の住所〕
	名 称	
申請者	代表者	
	氏 名	
	電 話	

静岡市清水庵原球場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市清水庵原球場条例第16条及び静岡市清水庵原球場条例施行規則第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第 8 号(第 9 条関係)

清水庵原球場事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第9号(第9条関係)

清水庵原球場事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]

様式第 1 号（第 2 条関係）

（平22教委規則19・全改、平25教委規則10・平27教委規則36・平31教委規則 3・
令 2 教委規則12・一部改正）

様式第 2 号（第 3 条関係）

（平22教委規則19・平25教委規則10・平27教委規則36・平31教委規則 3・令 2 教
委規則12・一部改正）

様式第 3 号（第 4 条関係）

（平27教委規則36・全改、令 3 教委規則 5・一部改正）

様式第 4 号（第 4 条関係）

（平27教委規則36・全改）

様式第 5 号（第 7 条関係）

（平22教委規則19・平25教委規則10・一部改正、平27教委規則36・旧様式第 6 号
繰上・一部改正、平31教委規則 3・令 3 教委規則 5・一部改正）

様式第 6 号（第 7 条関係）

（平22教委規則19・一部改正、平27教委規則36・旧様式第 7 号繰上・一部改正、
平31教委規則 3・一部改正）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（平22教委規則19・追加、平25教委規則10・一部改正、平27教委規則36・旧様式
第 8 号繰上・一部改正、平31教委規則 3・令 3 教委規則 5・一部改正）

様式第 8 号（第 9 条関係）

（平22教委規則19・追加、平27教委規則36・旧様式第 9 号繰上・一部改正）

様式第 9 号（第 9 条関係）

（平22教委規則19・追加、平27教委規則36・旧様式第10号繰上・一部改正）

議案第47号

通学区域の変更について

通学区域について、次のように変更する。

令和7年1月22日提出

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

(教育委員会事務局教育局児童生徒支援課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 通学区域について、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問し、
答申を得たので、令和7年度より変更しようとするものである。

1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

(1) 静岡市立東源台小学校に新設し、静岡市立東豊田小学校（知）及び静岡市立東源台小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校及び <u>静岡市立東源台小学校</u>	静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校
		<u>静岡市立東源台小学校</u>	<u>静岡市立東源台小学校</u>

(2) 静岡市立清水駒越小学校に新設し、静岡市立清水三保第二小学校（知）、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立駒越小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び <u>静岡市立清水駒越小学校</u>	静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校及び静岡市立清水三保第一小学校
		<u>静岡市立清水駒越小学校</u>	<u>静岡市立清水駒越小学校</u>

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更

- (1) 静岡市立駒形小学校に新設し、静岡市立新通小学校（自・情）、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立駒形小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校、 静岡市立番町小学校及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校及 び静岡市立番町小学校
		<u>静岡市立駒形小学校</u>	<u>静岡市立駒形小学校</u>

- (2) 静岡市立清水第一中学校に新設し、静岡市立清水第一中学校（自・情）、静岡市立清水第八中学校（自・情）、静岡市立清水袖師中学校（自・情）及び静岡市立清水庵原中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第八中学校	<u>静岡市立清水第一中学校</u> 、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	<u>静岡市立清水第一中学校</u>	<u>静岡市立清水第一中学校</u> 、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校
		静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第八中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和7年4月1日

令和7年1月14日



静岡市教育委員会 様

静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会

委員長

望月 俊昭



令和6年12月20日付け06 静教教児第2199号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記のとおり答申する。

記

- 1 知的障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

- (1) 静岡市立東源台小学校に新設し、静岡市立東豊田小学校（知）及び静岡市立東源台小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校 及び静岡市立東源台小学校	静岡市立東豊田小学校	静岡市立東豊田小学校
		静岡市立東源台小学校	静岡市立東源台小学校

- (2) 静岡市立清水駒越小学校に新設し、静岡市立清水三保第二小学校（知）、静岡市立清水三保第一小学校（知）及び静岡市立駒越小学校（知）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校、静岡市立清水三保第一小学校及び静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水三保第二小学校	静岡市立清水三保第二小学校及び静岡市立清水三保第一小学校
		静岡市立清水駒越小学校	静岡市立清水駒越小学校

2 自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立駒形小学校に新設し、静岡市立新通小学校（自・情）、静岡市立番町小学校（自・情）及び静岡市立駒形小学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校、 静岡市立番町小学校及 び静岡市立駒形小学校	静岡市立新通小学校	静岡市立新通小学校及 び静岡市立番町小学校
		静岡市立駒形小学校	静岡市立駒形小学校

(2) 静岡市立清水第一中学校に新設し、静岡市立清水第一中学校（自・情）、静岡市立清水第八中学校（自・情）、静岡市立清水袖師中学校（自・情）及び静岡市立清水庵原中学校（自・情）の通学区域を変更する。

旧（現行）		新（改正案）	
指定学校名	通学区域の学校名	指定学校名	通学区域の学校名
静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水第八中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校	静岡市立清水第一中学校	静岡市立清水第一中学校、静岡市立清水袖師中学校及び静岡市立清水庵原中学校
		静岡市立清水第八中学校	静岡市立清水第八中学校

3 配慮措置

今回、新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し、指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるように配慮する。

4 施行日 令和7年4月1日

その他②

令和7年度全国学力・学習状況調査への参加について

令和7年度全国学力・学習状況調査について、別紙のとおり報告します。

令和7年度全国学力・学習状況調査の参加について

学校教育課

1 調査実施の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況との比較を通して本市の結果を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図り、学校教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2 令和7年度の調査について

(1) 日程

	日	調査内容	方法
①	令和7年4月17日(木)	教科に関する調査 (小学校国語・算数・理科、中学校国語・数学)	紙冊子
②	令和7年4月14日(月) ～4月17日(木)	教科に関する調査(中学校理科) 生徒質問調査	CBT ※1
③	令和7年4月18日(金) ～4月30日(水)	児童質問調査(学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等)	CBT
④	令和7年4月1日(火) ～4月17日(木)	学校質問調査(学校における指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備状況等)	CBT

※1 CBT (Computer-based Testing) 文部科学省 CBT システム (MEXCBT: メクビット) の略

(2) 対象者と校数

ア 小学校6年生・・・80校
イ 中学校3年生・・・42校 } ※2

※2 井川小中学校は当該学年の在籍者なし

(3) 令和7年度調査の特徴(令和6年度調査との変更点)

中学校理科は CBT で実施(それ以外の教科は紙冊子で実施)

ア 目的 MEXCBT 上での中学校理科の問題の閲覧、解答等を正常に行えるかなど、ICT 環境・未操作の確認を行う。

イ 実施日 令和7年1月～3月の任意の日

ウ 対象者 令和7年度調査で中学校理科を実施する全生徒(令和6年度の中学2年生)

エ 実施内容 対象者全員が、4月の調査当日に近い環境でサンプル問題に取り組む。(別紙参照)

(参考)

(1) 過去の調査

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校	国・算・理	国・算	国・算	国・算・理
中学校	国・数・理	国・数・英	国・数	国・数・理

(2) 今後の CBT 化について

	小学校					中学校					
	国語	算数	理科	児童	学校	国語	数学	理科	英語	生徒	学校
R7	紙	紙	紙	CBT	CBT	紙	紙	CBT		CBT	CBT
R8	紙	紙		CBT	CBT	紙	紙		CBT	CBT	CBT
R9	CBT	CBT		CBT	CBT	CBT	CBT			CBT	CBT

令和 7 年度全国学力・学習状況調査 CBT サンプル問題(中学校理科)

サンプル問題（中学校理科）の趣旨等について	 2
サンプル問題（中学校理科） 問題	 3
サンプル問題（中学校理科） 正答例	16

※本資料の内容は、文部科学省HPと国立教育政策研究所HPの以下のページで公開しています。

【文部科学省HP】 令和 7 年度の調査実施
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/zenkoku/1417152_00015.htm
【国立教育政策研究所HP】 教育課程研究センター「全国学力・学習状況調査」
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>

令和7年度全国学力・学習状況調査CBTサンプル問題（中学校理科）の趣旨等について

令和6年10月
文部科学省・国立教育政策研究所

<作成・公開の趣旨>

「令和7年度以降の全国学力・学習状況調査（悉皆調査）CBTでの実施について(令和6年9月改定)」(令和6年9月文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室)において、「生徒や教師が端末を用いた調査に円滑に移行できるよう、令和6年秋頃を目途に、各学校においてサンプル問題（中学校理科）にMEXCBT上で取り組めるような環境を整備する。」としています。

これを踏まえ、文部科学省・国立教育政策研究所において、**サンプル問題（中学校理科）を作成し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT:メクビット）上に公開**します。

<公開日>

	公開日	公開内容
第1弾	令和6年10月29日	通常問題【9問】 ※4月の本番の調査問題で使用される可能性のある解答方式を含む様々な問題を準備しています。
第2弾	令和7年1月	特別な配慮を必要とする生徒のための問題（拡大文字問題・ルビ振り問題） ※内容は基本的に通常問題と同じとなる見通しです。

<留意事項>

本サンプル問題は、生徒や教師が端末を用いた調査に円滑に移行できるようにするため、全国学力・学習状況調査で問いたい資質・能力を問う問題とすることよりも、4月の本番の調査問題で使用される可能性のある解答方式に生徒が慣れることができる問題にすることを重視して作成しています。教育委員会や学校関係者に対しては、このことをご理解いただいた上で本サンプル問題をご利用いただくようお願いしています。

本資料では、令和7年度全国学力・学習状況調査CBTサンプル問題（中学校理科）の問題を、文部科学省CBTシステム（MEXCBT:メクビット）で閲覧する際のイメージを紹介します。

本資料を電子媒体（pdf）で閲覧する場合、動画イメージ（赤字で「動画をクリックして再生」というコメントが付されているもの）をクリックすると、MEXCBT上で再生されるものと同じ動画を閲覧することができます。

（注）赤字は説明のために本資料に記載しているものであり、実際のMEXCBT画面には表示されません。

＜留意事項＞

本サンプル問題を作成・搭載する目的は、生徒や教師が端末を用いた調査に円滑に移行できるようにすることです。

このため、本サンプル問題は、全国学力・学習状況調査で問いたい資質・能力を問う問題とすることよりも、4月の本番の調査問題で使用される可能性のある解答方式に生徒が慣れることができる問題にすることを重視して作成しています。

問題は次ページから
始まります。

全国学力・学習状況調査C B Tサンプル問題

令和7年度 中学校理科

画面右下の  ボタンをクリックして解答をはじめましょう。



問題一覧



開始



問題①

問題



正答例



【問い】

アルファベットの大文字、小文字を区別して、マグネシウムの元素記号を書きなさい。

解答欄

【短答】キーボード入力により解答



問題一覧

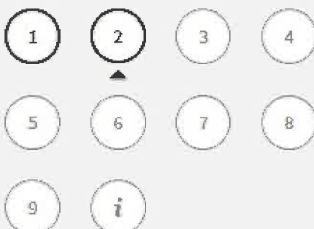


開始



問題②

問題



正答例



**【選択】プルダウン
により解答**

授業で習ったことを活用して、振り返っています。

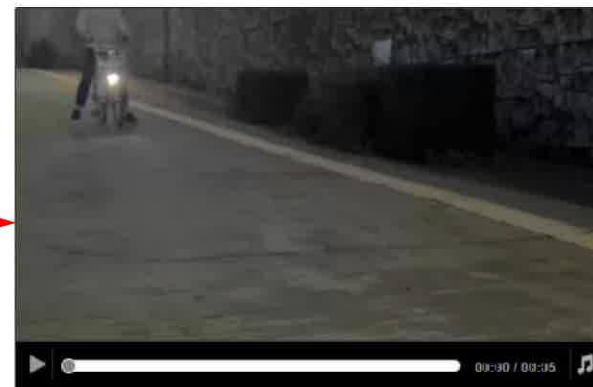


右の動画を見ましょう。

動画をクリックして再生



動画を見ると、(X) が働いたため、
(Y)
ということが起きています。



動画

【問い】

空欄Xには、「摩擦力」、「重力」の中から1つ選びなさい。

さらに、空欄Xで選んだ力が働いた結果、起きたことを空欄Yに書きなさい。

なお、空欄Xには、「摩擦力」、「重力」のいずれを選んででもかまいません。

空欄X

空欄Y

摩擦力

重力

【記述】キーボード入力により解答



問題一覧

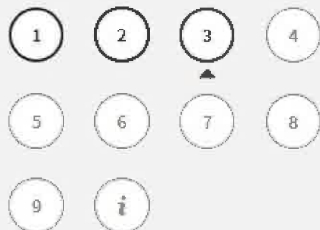


開始



問題③

問題

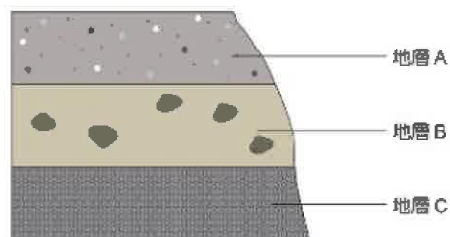


正答例

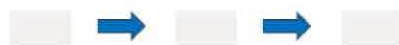


【問い】

この露頭に断層やしゅう曲は見られません。地層の重なり方から、地層A、地層B、地層Cを古い順に左から並べなさい。



地層A 地層B 地層C



【並び替え】図を移動させることで解答



問題一覧

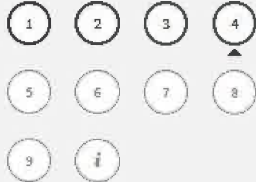


開始



問題④

問題

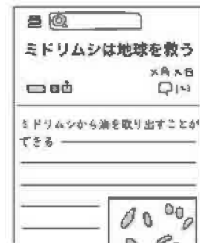


正答例



動画をクリックして再生

スマートフォンに配信されたニュースを見て、調べたことをまとめています。



配信されたニュース



ミドリムシから油を取り出す研究が行われているのですね。これが実現できれば、エネルギー問題は解決できるかもしれませんね。

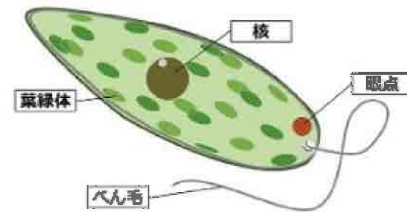
ミドリムシは授業で学習しました。どのような生物だったか、整理してまとめてみよう。

【調べたこと】



出典：茨城県環境科学センター

資料1 動画



資料2 図



資料1の動画を見ると動いているから、ミドリムシは動物だね。



ミドリムシは植物だと思います。資料2の図を見ると、その理由は()があるからです。

【選択】プルダウンにより解答

【問い】

()に入る適切な言葉を1つ選びなさい。

解答欄



問題一覧

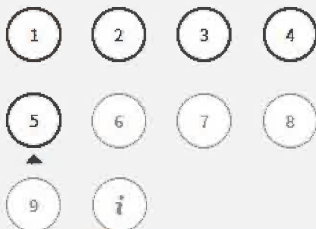


開始



問題⑤

問題



正答例



動画をクリックして再生

【選択】動画を選択して解答

【問い】

下の4つの動画を見て、ループの使い方として最も適切な動画を1つ選びなさい。



問題一覧

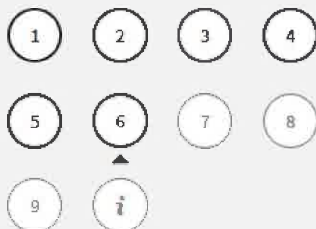


開始



問題⑥

問題



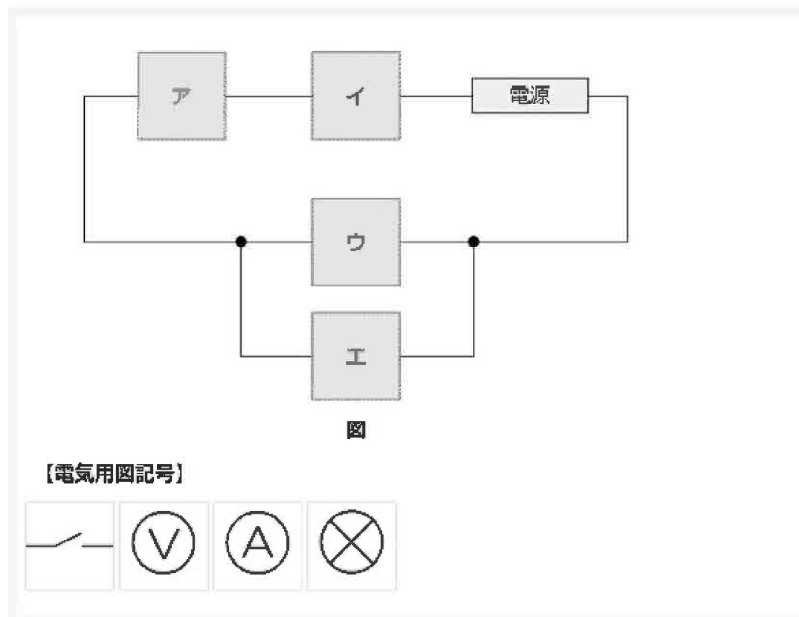
正答例



電球に加える電圧と、流れる電流を測定するために、図のような電気回路をつくりました。

【問い】

図のアからエに当てはまるものを【電気用図記号】から移動させ、適切な電気回路を完成させなさい。



【並び替え】図を移動させることで解答



問題一覧



開始



問題⑦

問題



正答例



ガスバーナーの炎が青いとき（図1）と赤いとき（図2）の化学変化を原子や分子のモデルを使って表してみよう。

【化学反応式のつくり方】

☆化学変化の前後で原子の種類と数は変化しない。

【インターネットで調べたこと】

☆ガスバーナーのガスの主な成分

プロパンという炭素と水素の化合物（化学式は C_3H_8 ）である。

☆プロパンの燃焼

酸素が十分にあるときは、二酸化炭素と水を生じる。

酸素が不足しているときには、一酸化炭素、水、炭素が生じる。



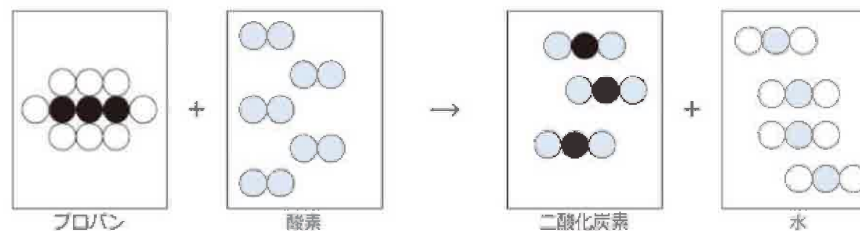
図1



図2

【炎が青い（酸素が十分にある）ときの化学変化】

酸素分子を5個にすると、化学変化の前後で原子の種類や原子の数が合った。



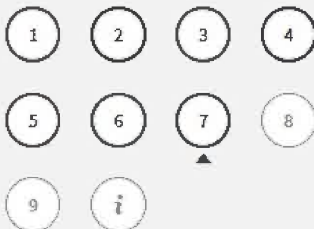
問題一覧



開始



問題

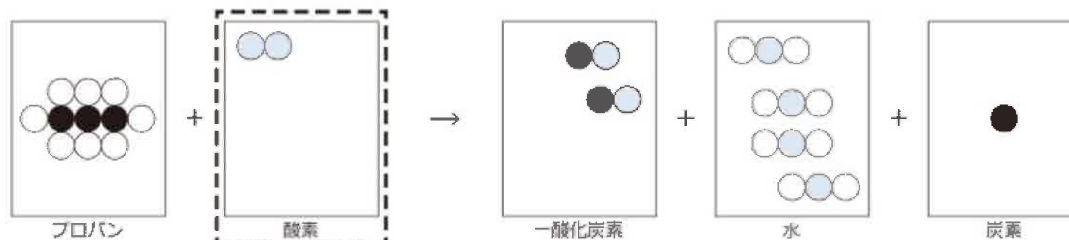


正答例



【炎が赤い（酸素が不足している）ときの化学変化】

酸素分子を1個にすると、化学変化の前後で原子の種類は合ったが、原子の数が合わなかった。



【問い】

【化学反応式のつくり方】をもとに、【炎が赤い（酸素が不足している）ときの化学変化】を見直して、酸素の中のモデルを修正しました。下のモデルを移動して、酸素が適切な修正したモデルになるように完成させなさい。

【並び替え】図を移動させることで解答



問題一覧

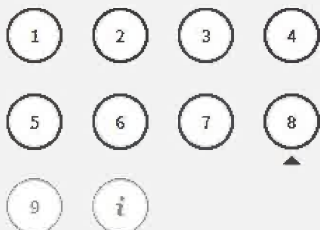


開始



問題⑧

問題



正答例



ろ過について疑問をもち、科学的に探究しています。



砂糖水をろ過したとき、砂糖や水はろ紙の上に残りませんでした。
なんで砂糖水から砂糖がろ過できないのだろう。

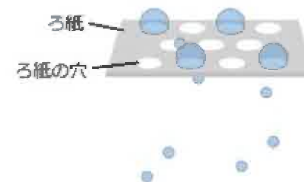


【ろ過の仕組み】から考えたとき、
「ろ紙の穴と溶けた砂糖の粒子の大きさ」、
「ろ紙の穴と水の粒子の大きさ」、
「溶けた砂糖の粒子と水の粒子の大きさ」を比べたとき、
大きさの違いがわかるものとわからないものがあるね。



大きさの違いがわかるものとわからないものを分けてみました。

【ろ過の仕組み】



ろ紙の穴を通過できない粒子が
ろ紙の上に残る

アニメーションが自動再生

【問い】

下線部について、

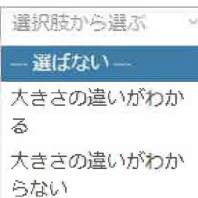
ろ紙の穴と溶けた砂糖の粒子

ろ紙の穴と水の粒子

溶けた砂糖の粒子と水の粒子

が「大きさの違いがわかる」もの、「大きさの違いがわからない」もののどちらか、それぞれ選びなさい。

ろ紙の穴と溶けた砂糖の粒子



ろ紙の穴と水の粒子

溶けた砂糖の粒子と水の粒子

【選択】プルダウン
により解答



問題一覧

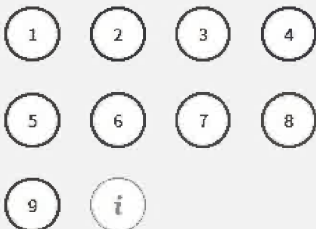


開始



問題⑨

問題



正答例



水を加熱する実験を行い、加熱時間と水の温度のグラフを作成し、振り返っています。

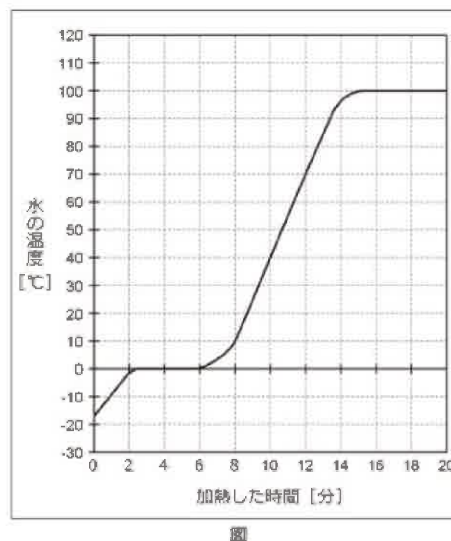


加熱した時間と水の温度のグラフは、図のようになりました。



沸騰がはじまったのは、このグラフのどこからになるのかな。

最大1個選択できます



【問い】

沸騰がはじまったのは、図のグラフの線上のどの位置か。最も適切な位置を示しなさい。

【ポイント選択】適切だと思う位置をクリックして解答



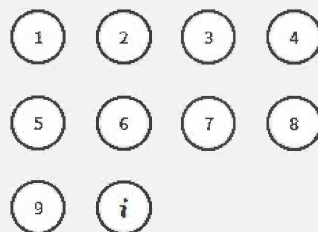
問題一覧



開始



問題



正答例



< 注意事項 >

次のページに進むと、正答例が表示され、問題ページに戻ることはできませんので、注意してください。

自分の解答・正答例は、問題終了後に「テスト結果を見る」より、いつでも確認できます。

※令和7年4月の全国学力・学習状況調査の本番時には、
M E X C B T上で自分の解答や正答例の確認はできません。



令和6年10月
文部科学省・国立教育政策研究所

サンプル問題①

〔解答〕 Mg

※アルファベットは、全角でも半角でもかまいません。

サンプル問題②

〔解答例〕 例1) 空欄X 摩擦力
空欄Y ブレーキにより自転車が静止した
例2) 空欄X 重力
空欄Y ペダルを動かすことなく、自転車が坂道を下った

サンプル問題③

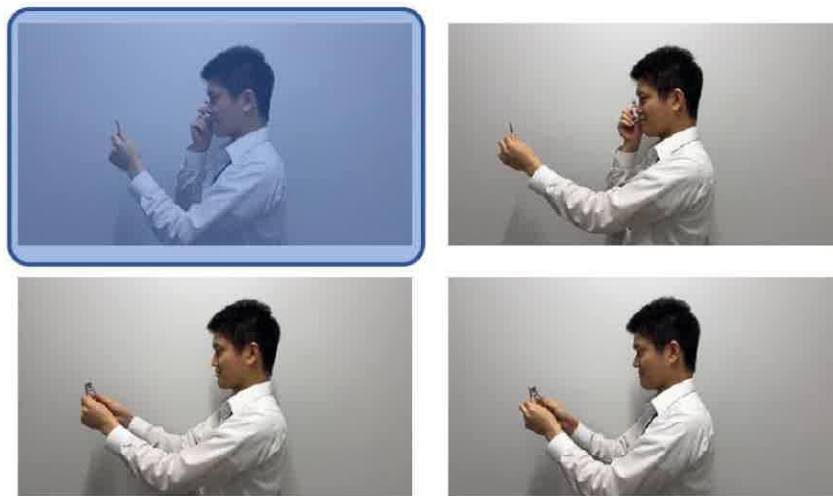
〔解答〕 地層C → 地層B → 地層A

サンプル問題④

〔解答〕 葉緑体

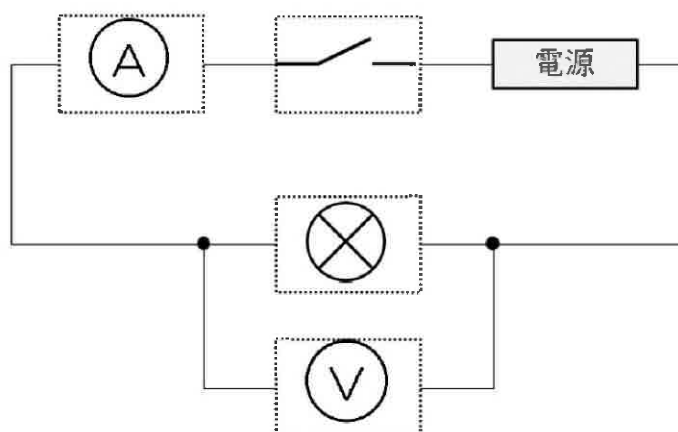
サンプル問題⑤

〔解答〕



サンプル問題⑥

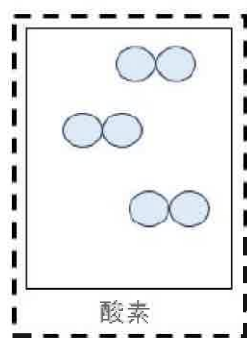
〔解答〕



注1 アとイは、順不同
注2 ウとエは、順不同

サンプル問題⑦

[解答例]



※ 4つの枠のいずれかに  を2つ配置すること。

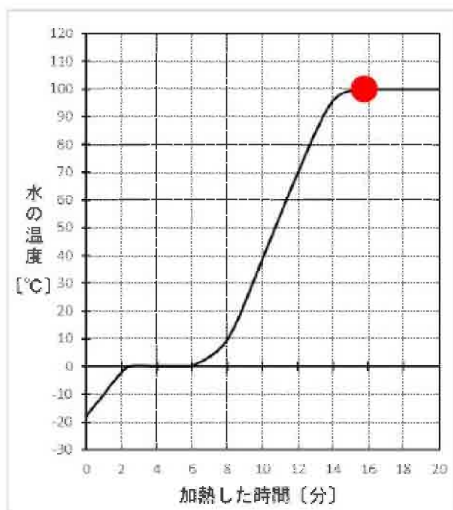
サンプル問題⑧

[解答] ろ紙の穴と溶けた砂糖の粒子
ろ紙の穴と水の粒子
溶けた砂糖の粒子と水の粒子

大きさの違いがわかる
大きさの違いがわかる
大きさの違いがわからない

サンプル問題⑨

[解答例]



その他③

ちりめんかえでの静岡市指定文化財解除について

ちりめんかえで（静岡市立清水小島小学校所有）の静岡市指定文化財解除について、別紙のとおり報告します。

別 添

ちりめんかえでの静岡市文化財指定解除について

- (1) 名 称：ちりめんかえで
- (2) 種 別：天然記念物（植物）
- (3) 員 数：1 本
- (4) 所在地：静岡市清水区小島町 619
- (5) 所有者：静岡市立清水小島小学校
- (6) 指定日：昭和 38 年 7 月 18 日
- (7) 概 要：

本樹木は、昭和 38 年に市指定天然記念物として指定されたものであるが、4～5 年ほど前より樹勢が低下し、昨年、本年と萌芽が見られないため、枯死の可能性があった。

令和 6 年 10 月に当該樹木を確認したところ、幹や枝は残っていたものの全く葉が認められず、新芽の萌芽もなかった。末梢の枝は手ですぐに折れる程の状態であった。

主幹北側の地際より約 30cm 上にコフキサルノコシカケと思われる半円形のキノコ子実体の形成が認められた。また西側の地上に露出した太根の側面や南側の主幹に菌糸の塊が複数認められ、菌糸が樹体全体に回っているものと推定された。

これらの状況から、本樹木は生立木を腐朽させるコフキサルノコシカケが樹体に侵入したことで枯死し、萌芽などの再生及び治療回復は全く見込めない。よって当該樹木は天然記念物としての価値を欠くに至っており、指定解除は止むを得ないものと判断された。



盛時の写真



現況

その他④

ほうじゅごこくぜんじちんぞう
寶珠護国禪師頂相の静岡市指定文化財解除について

寶珠護国禪師頂相の静岡市指定文化財解除について、別紙のとおり報告します。

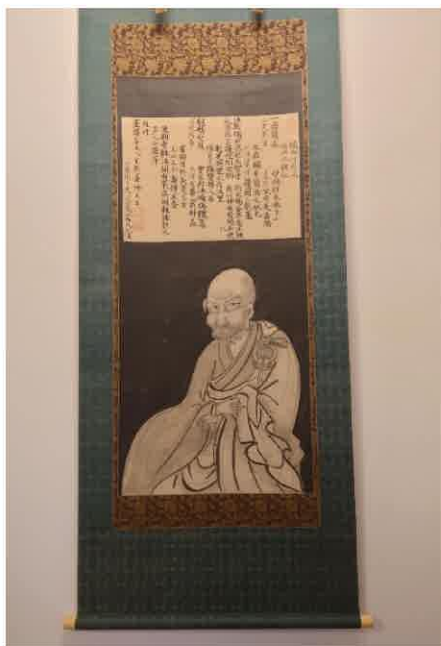
別 添

寶珠護国禪師頂相の静岡市文化財指定解除について

- (1) 名 称：寶珠護国禪師頂相
(2) 種 別：有形文化財（絵画）
(3) 員 数：1 幅
(4) 所在地：静岡市清水区小島町 135
(5) 所有者：宗教法人 龍津寺
(6) 指定日：平成 8 年 2 月 23 日
(7) 概 要：

寶珠護国禪師頂相は、今川義元の軍師で、龍津寺を開山した太原崇孚雪斎（宝珠護国禪師 1496～1555 年）の 200 年遠忌法要のため龍津寺に滞在していた白隠慧鶴（1685～1768 年）が、宝暦 5 年（1755）4 月 8 日に描いた太原の頂相。

この度、本資料の調査の成果として、静岡県より『静岡県の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるものであり、特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの』として評価され、県指定文化財に指定された。これにより、静岡市文化財保護条例第 5 条第 3 項に基づき、静岡市指定文化財を解除するものである。（告示日令和 6 年 12 月 17 日）



その他⑤

静岡県指定建造物 おじまはんごてんたてもの 小島藩御殿建物の名称変更について

静岡県指定建造物小島藩御殿建物の名称変更について、別紙のとおり報告します。

別 添

静岡市指定文化財 小島藩御殿建物の名称変更について

- (1) 名 称：(変更前) 小島藩御殿建物
(変更後) 小島陣屋御殿 書院
- (2) 種 別：有形文化財（建造物）
- (3) 員 数：1 棟
- (4) 所在地：静岡市清水区小島本町字構内 2 6 - 3
- (5) 所有者：静岡市長 難波 喬司
- (6) 指定日：平成 13 年 1 月 10 日
- (7) 概 要：

当該建造物は、江戸時代、現在の清水区小島本町にあった小島陣屋の御殿の一部である。御殿は大部分が失われているが、そのうち「書院」に当たる部分が現存している。この建物は、昭和 3 年に小島陣屋跡内から、国道 52 号沿いに移築されていたが、国指定史跡小島陣屋跡保存整備事業の一環として小島陣屋跡の原位置へ移築復原する工事を行い、令和 6 年 11 月末に完了した。

現在の指定名称は、御殿全体を想起させ、「現存するのが御殿の一部である」という実態と合っていないため、建物の実態を正確に示す名称へと変更する必要があると判断したもの。



議案第 4 8 号

令和 6 年度補正予算案について

令和 6 年度補正予算（ 2 月）案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
（教育委員会事務局教育局教育総務課）

記

- 1 補正予算の概要 別紙「事業の概要」のとおり

事業概要

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款一項目)	予 算 額 ()内は、 補正前予算額	内 容 等
教育局			
教 育 総 務 課 教 職 員 課	人件費	117,255 (32,801,089)	(事業内容) 現員現給に伴う増額 ・教育局所管分 117,255千円 【特定財源】 国庫負担金(1/3) △14,839 国庫委託金 △9,451
教 職 員 課	教育委員会事務事業 (10-1-2)	31,687 (90,132)	(事業内容) 令和2年度及び令和5年度義務教育費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金
教 育 施 設 課	☆ 小中学校校舎トイレリフレッシュ 事業 (校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	1,418,090 (800)	市立小中学校におけるトイレ改修の設計及び工事の実施 ・対象校数 設計 小学校 16校 中学校 8校 工事 小学校 16校 中学校 8校 ・実施内容 トイレの洋式化、床のドライ化、内装改修、 段差解消、手すりの設置など ・洋式化率 令和6年度末 70.1% 令和7年度末 74.7%の見込み 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 396,771 市債 1,021,300
教 育 施 設 課	☆ 小中学校特別教室空調設備 整備事業 (校舎等改修事業) (10-2-3)	573,000 (0)	(事業内容) 市立小学校の特別教室における空調設備の整備 ・対象校数 小学校 19校 103室 ・整備期間 令和5～6年度 設計 中学校 41校 308室 令和6年度 工事 中学校(1期) 14校 155室 設計 小学校 70校 357室 令和6～7年度 工事 中学校(2期) 27校 153室 令和7年度 工事 小学校(1期) 19校 103室 令和7～8年度 工事 小学校(2期) 51校 254室 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 123,679 市債 449,300
児 童 生 徒 支 援 課	特別支援教育就学奨励費助成 (小学校) (10-2-2)	2,800 (28,376)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の増額 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 1,400
児 童 生 徒 支 援 課	特別支援教育就学奨励費助成 (中学校) (10-3-2)	3,300 (21,120)	(事業内容) 決算見込みに伴う事業費の増額 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 1,650
学 校 給 食 課	☆ 学校給食費負担軽減事業 (10-6-8)	27,000 (240,000)	(事業内容) 令和6年度中の市立小中学校の学校給食における米飯 価格の値上がり相当分を公費で負担 ・対象者数 ①小学校 約28,900人(81校) ②中学校 約14,400人(43校) ・公費負担額 ①小学校 約17円/食 増 ②中学校 約21円/食 増 【特定財源】 臨時交付金 18,300

繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業) (教育施設課)	千円 573,000
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業) (教育施設課)	914,504
	3 中学校費	校舎等改修事業費 (特別教室空調設備整備事業) (教育施設課)	274,783
		校舎等改修事業費 (校舎トイレリフレッシュ事業) (教育施設課)	503,586

債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 教 室 等 費 改 修 事 業 (教育施設課)	令 和 7 年 度	15,400千円 令和6年度に小学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
中 学 校 教 室 等 費 改 修 事 業 (教育施設課)	令 和 7 年 度	13,200千円 令和6年度に中学校教室等修繕契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。

(変 更)

事 項	区分	期 間	限 度 額
オクシズ放課後児童 対策業務経費 (子ども未来課、教育総務課)	変更前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	59,000千円
	変更後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	51,831千円
小 学 校 学 校 費 教 育 機 器 設 置 費 (教育センター)	変更前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	176,000千円
	変更後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	169,098千円
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 費 整 備 事 業 費 (教育施設課)	変更前	令 和 7 年 度	1,200,000千円
	変更後	令 和 7 年 度	651,000千円
中 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 監 理 業 務 経 費 (教育施設課)	変更前	令 和 7 年 度	68,000千円
	変更後	令 和 7 年 度	26,103千円
静 岡 市 立 高 等 学 校 校 務 用 情 報 機 器 設 置 費 (教育総務課)	変更前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	67,830千円
	変更後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	67,403千円
清 水 桜 が 丘 高 等 学 校 情 報 通 信 機 器 設 置 費 (教育総務課)	変更前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	600,000千円
	変更後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 11 年 度	586,050千円
学 校 給 食 セ ン タ ー 学 校 給 食 調 理 等 業 務 経 費 (丸子、中吉田、両河内、藁科、西島) (学校給食課)	変更前	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	3,074,400千円
	変更後	自 令 和 7 年 度 至 令 和 9 年 度	2,909,271千円

議案第 4 9 号

令和 7 年度当初予算案について

令和 7 年度当初予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を聴取する。

令和 7 年 1 月 2 2 日提出

静岡市長 難 波 喬 司
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

1 当初予算の概要

別添資料のとおり

令和12年度（2030年度）の目指す子どもたちの姿			「たくましくしなやかな子どもたち」
方向性1	子どもの知・徳・体の育成	急激な社会変化にも対応しながら、自らの豊かな未来を切り拓くことのできる力を持った子どもたちを育てる	
方向性2	一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重	誰もが幸せを感じながら生き生きと輝く、多様性を尊重した教育を推進する	
方向性3	教育環境の整備・充実	安全安心で魅力ある教育環境の整備と、信頼される学校づくりを進める	
方向性4	協働してつくる持続可能な学びの推進	地域全体で学び合い協働する環境づくりを推進する	

令和7年度の主な取組 ※下線の金額は、令和7年度当初予算＋令和6年度2月補正予算の額。（ ）は、令和6年度当初予算額。（―）は、令和6年度当初予算＋令和5年度2月補正予算の額。

1

子どもの知・徳・体の育成

- （1）総合的な学力の向上
- ①【継続】

学力アップサポート事業

5,166千円（ 5,470千円）
- ②【新規】

中学校教科書採択に伴う教師用教科書・指導書購入経費

168,000千円（ 0千円）

4年ごとの教科用図書の採択替えに伴い、中学校の教師用教科書・指導書の整備を行う。
- （2）健やかな体づくり
- ①【継続】

有機・規格外農産物の学校給食活用事業

7,300千円（ 13,000千円）

学校給食において有機・規格外農産物を活用することで、安定した販路を構築・提供するとともに、地球環境の視点から、持続可能な食料と農業の在り方を考える食育を推進する。
- （3）国内外でグローバルに活躍できる人材の育成
- ①【継続】

英語を活用したコミュニケーション力向上プロジェクト（GET）

24,587千円（ 24,761千円）
- （4）特色ある学校教育の推進
- ①【新規】

高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）

5,000千円（ 0千円）

データ分析の授業で使用するデータ測定デバイスの整備等、デジタル人材育成のため、教育内容を拡充する。
- （5）教育DXの推進
- ①【継続】

ICT支援員及びヘルプデスク配置

34,700千円（ 47,000千円）
- ②【新規】

由比地区小・中学校ネットワーク環境の増強

9,658千円（ 0千円）

由比地区への光回線サービスの提供開始に伴い、由比地区の小・中学校3校の回線を光回線へ変更する。

2

一人ひとりの幸福の実現と多様性の尊重

- （1）特別支援教育の推進
- ①【継続】

自閉症・情緒障害学級への非常勤講師の配置

49,725千円（ 48,814千円）
- ②【継続】

医療的ケア看護職員の配置

43,049千円（ 29,093千円）
- ③【継続】

特別支援教育支援員の配置

239,668千円（192,723千円）
- （2）個々のニーズに対応した教育の推進
- ①【継続】

こころとからだの健康観察アプリ

3,158千円（ 3,158千円）
- ②【継続】

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

110,944千円（110,944千円）
- ③【継続】

教育相談員・訪問教育相談員の配置

65,281千円（ 62,990千円）
- （3）教育機会の均等の確保
- ①【継続】

奨学金貸付・給付

38,934千円（ 49,722千円）
- ②【拡充】

遠距離通学費補助金

43,370千円（ 12,882千円）

遠距離通学の補助について、距離要件を緩和することで対象者を拡大し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
- ③【継続】

藁科地区スクールバス運行経費

210千円（ 3,800千円）

中藁科小学校に通う水見色地区に住む児童の登下校において、スクールバスを活用した通学支援を行う。

3

教育環境の整備・充実

- （1）市アセットマネジメント方針に則った教育施設の整備
- ①【継続】

小中学校特別教室空調設備整備事業

1,402,000千円（1,587,000千円）
- ②【継続】

市立高等学校、清水桜が丘高等学校体育館空調設備整備事業

560,600千円（ 15,600千円）
- ③【拡充】

小中高等学校トイレリフレッシュ事業

1,550,990千円（ 849,200千円）
- （2）安全安心の確保
- ①【継続】

学校給食費徴収管理事業（給食費の公会計化）

52,210千円（ 20,000千円）

学校給食費を公会計化し、会計の公平性、透明性を向上させ、徴収・管理に係る教員の業務負担を図る。
- ②【新規】

学校給食用の物資購入

2,536,839千円（ 0千円）

学校給食費の公会計化に伴い、市が食材等の物資購入を実施する。
- ③【継続】

物価高騰対策学校給食費負担軽減事業

464,000千円（ 240,000千円）

物価高騰による食材費の値上がりに伴う学校給食費の増分を公費負担し、保護者の負担を軽減する。
- ④【新規】

学生寮生徒居室空調設置修繕事業

6,900千円（ 0千円）

入寮生の安心安全な生活環境を確保するため、生徒居室に空調を設置する。
- （3）教職員の資質向上と働き方改革の推進
- ①【継続】

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置

62,482千円（ 60,953千円）
- ②【新規】

教職員の欠員未補充解消

25,000千円（ 0千円）

年度当初に生じる欠員未補充を解消するために、教職員定数外の臨時講師を4月当初から任用する。

（4）学校の適正規模化

- ①【継続】

蒲原地区小中一貫校建設事業

3,672,832千円（ 616,629千円）
- ②【継続】

蒲原地区小中一貫調理場整備事業

85,500千円（ 11,950千円）
- ③【継続】

オクシズ放課後児童対策事業

2,997千円（ 2,900千円）
- ④【継続】

藁科地域小中一貫校整備事業

基本設計・実施設計等

281,866千円（ 25,941千円）
- ⑤【新規】

由比地区小中一貫校整備事業

8,700千円（ 0千円）

学習効果の向上や社会性を養う上で必要な子ども同士で切磋琢磨する機会を改善し、小学校中学校9年間を通じた教育を推進するため施設一体型の小中一貫校を整備する。

4

協働してつくる持続可能な学びの推進

- （1）学校と多様な主体との連携による子どもたちの学びの支援
- ①【継続】

コミュニティ・スクールの推進

2,104千円（ 2,431千円）
- ②【継続】

地域学校協働活動の推進

115,803千円（ 115,328千円）

放課後子ども教室の運営等により学校と地域が連携・協働することで、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図る。
- ③【新規】

市立の高等学校への学校運営協議会設置

161千円（ 0千円）

保護者や地域住民等が学校運営に参画し、一体で学校運営の改善等に取り組むため、「学校運営協議会」を新たに設置する。

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教育委員会事務局教育局			
教 育 課 総 務 課	地域学校協働活動推進 事業 (10-1-3)	118,800 (118,228)	(事業内容) 全中学校区での地域学校協働活動の実施 ・コミュニティ・スクールとの一体的な取組の推進 ・学校応援団活動の実施 ・放課後子ども教室の開催 ・学校と家庭・地域との連携・協働活動の普及、啓発 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 36,842
教 育 課 総 務 課 教 職 員 課	教員業務支援員 (スクール・サポート・ スタッフ)配置事業 (会計年度任用職員) (10-1-3) (10-4-1)	62,482 (60,953)	(事業内容) 印刷業務や配布物作成等、教員の業務を補助することにより、こどもの指導等に注力できる環境を整えるための教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を配置 ・市内全校に1名ずつ配置 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 20,748
教 育 課 総 務 課 児 童 生 徒 支 援 課	スクールカウンセラー、 スクールソーシャル ワーカー活用事業 (会計年度任用職員) (10-1-3) (10-4-1)	110,944 (110,944)	(事業内容) 問題を抱える児童生徒に対する組織的な相談機能を向上させるための心理・福祉の専門家の配置 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 36,981
教 育 課 総 務 課	高等学校体育館空調設備 整備事業 (市立高等学校維持管理 事業) (市立清水桜が丘高等学校 維持管理事業) (10-4-1)	560,600 (15,600)	(事業内容) 市立の高等学校体育館空調設備の設置工事を実施 ・対象校 市立高等学校 市立清水桜が丘高等学校 ・スケジュール 令和7年度 体育館空調設備の設置工事 令和8年度 供用開始予定 【特定財源】 市債 560,600
教 育 課 総 務 課	市立高等学校 校舎トイレフレッシュ事業 (市立高等学校維持管理 事業) (10-4-1)	131,300 (143,500)	(事業内容) 市立高等学校校舎のトイレ洋式化に係る工事及び設計委託を実施 ・スケジュール 令和7年度 中央館西系統 工事 東館及び本館 設計 令和8年度 東館及び本館 工事 【特定財源】 市債 131,300
教 育 課 総 務 課	◎ 高等学校DX加速化推進事業 (市立清水桜が丘高等学校 振興事業) (10-4-2)	5,000 (0)	(事業内容) デジタル人材育成のための教育内容の拡充事業 ・デジタルを活用した授業を実施するためのデータ測定デバイスの整備 ・外部講師による授業 ・先進校視察 【特定財源】 国庫補助金(10/10) 5,000

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 職 員 課	こころの教育支援事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	55,320 (54,644)	(事業内容) 1 いじめや不登校に対応する生徒指導主任などの授業を補完することを目的とした非常勤講師の配置 ・非常勤講師 24人工 2 養護教諭の不在時や、保健室登校の児童生徒への対応時などにおける保健室業務を補助するパート看護師の配置 ・パート看護師 6人工
教 職 員 課	非常勤養護教諭配置事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	6,175 (6,130)	(事業内容) 複雑化・多様化する健康課題を抱える児童生徒等に対するきめ細やかな支援を行うための非常勤養護教諭の配置 ・非常勤養護教諭 3人 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 2,050
教 職 員 課	しずおか教師塾事業 (10-1-3)	1,869 (2,199)	(事業内容) 市立小学校における教育的ニーズの多様性に 대응することができ、教育公務員としてふさわしい人材を育成 【特定財源】 諸収入 45
教 職 員 課	◎ 教職員の欠員未補充解消事業 (一般職員) (10-2-1)	25,000 (0)	(事業内容) 人材確保が困難な年度当初に生じる欠員未補充を解消するため、教職員定数外の教職員を任用 ・臨時的任用教職員 10人
教 職 員 課	複式学級への非常勤講師配置事業 (会計年度任用職員) (10-2-1)	39,250 (37,306)	(事業内容) 複式学級(2学年が在籍している学級)の国語・社会・算数・理科の授業を、1学年ごとに行うための非常勤講師の配置 ・小学校13校(29学級)
教 職 員 課	静岡市型35人学級編制の完全実施事業 (一般職員) (10-3-1)	25,000 (75,000)	(事業内容) 静岡市型35人以下学級編制の完全実施により、市内全小中学校で1人の教員が35人以下の児童生徒を担当する体制を確立 ・中学校5校(5学年)
教 育 課 施 設 課	旧教職員住宅解体事業 (10-1-7)	35,910 (55,050)	(事業内容) 旧峰山教職員住宅の解体 ・旧峰山教職員住宅2棟 鉄骨造2階建て(216㎡、154㎡) ・車庫 木造 1か所 【特定財源】 市債 31,500

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 育 課 施 設	小中学校維持管理事業 (維持管理事業ほか) (10-2-1) (10-2-2) (10-3-1) (10-3-2)	2,551,282 (2,552,377)	(事業内容) 施設の維持管理及び教材教具等の購入 ・小学校81校 ・中学校43校 計124校 【特定財源】 手数料 28 国庫補助金(1/2) 800 諸収入 3,389 市債 25,500
教 育 課 施 設	小中学校校舎等外壁点検 事業 (維持管理事業) (10-2-1) (10-3-1)	28,800 (357,330)	(事業内容) 建築物の外壁点検 ・小学校 8校 11棟(西奈小ほか) ・中学校 4校 4棟(清水袖師中ほか) 【特定財源】
教 育 課 施 設	小中学校校舎等補修 事業 (10-2-3) (10-3-4)	558,405 (337,594)	(事業内容) 校舎等の改修・補修 ・小学校81校 ・中学校43校 計124校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 21,708 市債 415,300
教 育 課 施 設	小中学校特別教室 空調設備整備事業 (校舎等改修事業) (10-2-3) (10-3-4)	829,000 (336,600)	(事業内容) 市立小中学校の特別教室に設置する空調設備の工事を実施 ・対象校数 小学校51校254室 中学校27校153室 ・整備期間 令和7年度～8年度 令和8年夏までに全小中学校で供用開始予定 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 224,140 市債 425,900
教 育 課 施 設 教 育 セ ン タ ー	学校の適正規模化事業 (校舎等改修事業) (10-3-4)	3,963,398 (642,570)	(事業内容) 施設一体型小中一貫校の整備 1 (仮称)蒲原小中一貫校 新校舎建設工事 ほか ・対象校 蒲原西小、蒲原東小、蒲原中 2 藁科地域施設一体型小中一貫校 新校舎の基本設計・実施設計 藁科中学校1期外構工事 ほか ・対象校 中藁科小、中藁科小小布杉分校、 水見色小、清沢小、藁科中 3 由比地区施設一体型小中一貫校 既存校舎の耐震補強設計・改修設計 官地測量 ほか ・対象校 由比小、由比北小、由比中 【特定財源】 国庫負担金 683,301 国庫補助金(1/2、1/3) 428,293 市債 2,435,800

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
学 校 教 育 課	部活動環境支援事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3)	44,042 (67,131)	(事業内容) 部活動における技術的指導等を行う部活動指導員の配置 ・外部顧問の任用・配置 35人 ・外部指導員の選任・配置 105人 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 8,190
学 校 教 育 課	学力アップサポート事業 (学力向上支援事業) (10-1-3)	5,166 (5,470)	(事業内容) 小学校に支援員を配置して個別に補充学習支援を実施 ・支援員の配置 30校程度 ・民間学習塾と連携したテキスト作成 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 1,390
学 校 教 育 課	外国人児童・生徒指導 事業 (10-1-3)	19,472 (23,254)	(事業内容) 外国人児童生徒等への日本語指導や適応相談等の実施 ・日本語指導 年間35又は70時間 ・適応相談 年間94回 ・多文化交流会 ・プレスクールの開催 ・教員及び指導員の指導力向上に向けた研修会開催 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 6,490
学 校 教 育 課	特別支援教育推進事業 (会計年度任用職員ほか) (10-1-3)	339,399 (496,394)	(事業内容) 特別な支援を必要とする子どもへの支援員等の配置及び学校に対する巡回相談 ほか ・特別支援教育支援員 260人 ・自閉症・情緒障害学級における多学年指導 解消・緩和のための非常勤講師 10人 ・医療的ケア看護職員 12人 ・特別支援教育アセスメント支援 4校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 15,980 諸収入 467
学 校 教 育 課 (児童生徒 支援課)	訪問教育相談員活用事業 (会計年度任用職員) (10-1-3)	33,612 (31,320)	(事業内容) 不登校児童生徒の家庭訪問及び児童生徒のニーズ、特性、状況にあった適応指導教室などの居場所へのマッチング等の支援を行うための訪問教育相談員の配置 ・中学校 12校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 11,204
学 校 教 育 課 (児童生徒 支援課)	教育相談員活用事業 (スクールカウンセリング 事業) (10-1-3)	31,669 (31,670)	(事業内容) 不登校の未然防止及び学校生活復帰に向けた相談対応、別室(サポートルーム)での学習支援等を行うための教育相談員の配置 ・小学校22校 ・中学校35校 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 10,556
学 校 教 育 課 (児童生徒 支援課)	不登校対策推進事業 (10-1-3)	3,158 (3,158)	(事業内容) 新規不登校児童生徒の未然防止策として、一人一台端末へ健康観察アプリを導入 ・小学校 6校 ・中学校 3校

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
学 校 教 育 課	◎ 学生寮生徒居室空調設置 修繕事業 (10-4-3)	6,900 (0)	(事業内容) 学生寮生徒居室への空調設置工事を実施 ・実施箇所 生徒居室(20部屋) ・工事期間 令和7年夏頃までに設置予定
児 童 生 徒 支 援 課	奨学金貸付事業 (10-1-2)	32,784 (43,572)	(事業内容) 優秀な人材の育英及び市の発展に資する優秀な人材の育成のために実施する学生又は生徒への学資貸付 【特定財源】 諸収入 30,694
児 童 生 徒 支 援 課	奨学金給付事業 (10-1-2)	6,150 (6,150)	(事業内容) 修学困難な学生・生徒に対する教育奨励費の給付 【特定財源】 財産収入 388 繰入金 5,762
児 童 生 徒 支 援 課	○ 遠距離通学費補助金 (10-2-2) (10-3-2)	43,370 (12,882)	(事業内容) 遠距離通学をする児童・生徒の保護者に対してバス代等の経済的負担を軽減するため定期券の購入等に要する経費を助成 ○1 通学定期券補助 ・補助対象 バス又は電車で通学する児童生徒の保護者 ①小学生 2km以上(R6までは4km以上) ②中学生 4km以上(R6までは6km以上) ・補助金額 通学定期券代全額 ○2 通学用品補助 ・補助対象 自転車通学する生徒の保護者 ①中学生 4km以上 ・補助金額 上限1万円/年(R6までは上限3千円/年) 【特定財源】 国庫補助金(1/2) 330
学 校 給 食 課	学校給食運営事業 (管理運営事業ほか) (3-2-2) (10-6-8)	2,309,205 (2,492,203)	(事業内容) 学校給食センター10か所及び単独調理場21か所などの管理及び運営 【特定財源】 諸収入 2,049
学 校 給 食 課	学校給食における有機・ 規格外農産物の活用事業 (管理運営事業) (10-6-8)	7,300 (13,000)	(事業内容) 学校給食における地産地消及び食育の推進、有機農産物等の納入基盤構築 ・給食における有機農産物購入経費 ・規格外農産物や有機農産物を含む 地場産物の加工品開発

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
学 校 給 食 課	◎ 学校給食費徴収管理事業 (管理運営事業) (10-6-8)	52,210 (20,000)	(事業内容) 学校給食費会計の透明性、公平性を向上させ、徴収に係る保護者の利便性の向上及び教職員の業務負担の軽減を図るための公会計化移行経費 ・実施内容 1 徴収、収納業務(5月から2月の年10回) 2 督促業務 3 システム保守 ・対象者 児童生徒 約43,300人 教職員等 約 3,500人 臨時喫食者 28,000人(年間延べ人数)
学 校 給 食 課	◎ 学校給食用物資購入事業 (管理運営事業) (10-6-8)	2,536,839 (0)	(事業内容) 各学校ごと徴収管理していた学校給食費を公会計に移行に伴う物資購入 1 学校給食センター配食校 これまでの学校給食用物資購入業務に食材購入経費を上乗せして委託契約を締結する ・対象校 小学校 64校 中学校 42校 2 単独調理校 各単独調理校ごと実施していた学校給食用物資の発注、支払業務を集約する ・対象校 小学校 19校、中学校 1校 【特定財源】 諸収入 2,536,839
学 校 給 食 課	市立小中学校給食費負担軽減事業 (学校給食負担軽減事業ほか) (10-6-8)	464,000 (0)	(事業内容) 令和7年度中の市立小中学校の学校給食における食材費の値上がり相当分を公費で負担 ・対象者 ①小学校 約28,900人(81校) ②中学校 約14,400人(43校) ・公費負担額 ①小学校 約57円/食 増 ②中学校 約66円/食 増 【特定財源】 臨時交付金 315,500
学 校 給 食 課	蒲原地区調理場整備事業 (施設設備整備事業) (10-6-8)	85,500 (11,950)	(事業内容) 令和8年度から施設一体型小中一貫校となる蒲原地区の小中学校の調理場の整備 ・スケジュール 令和7年度 内裝修繕 厨房設備更新、食器食缶等購入 令和8年度 外壁、屋根改修工事 【特定財源】 市債 55,300
学 校 給 食 課	学校給食施設・厨房設備更新事業 (施設設備整備事業) (10-6-8)	42,735 (45,000)	(事業内容) 学校給食施設や調理施設の更新、修繕 ・厨房設備機器更新 スチームコンベンションオープン ほか
教 育 セ ン ター (学 校 教 育 課)	英語を活用したコミュニケーション力向上プロジェクト事業 (英語力向上プロジェクト事業) (10-1-3)	24,587 (24,761)	(事業内容) 異なる文化の人々と自信を持ってコミュニケーションをとることができ、地元への愛情を持ちながら国際的に活躍できる子どもの育成 ・地域人材(GET)の活用 35時間/年 ・イングリッシュキャンプ ・イングリッシュカフェ 【特定財源】 国庫補助金(1/3) 7,980 繰入金 228

◎は新規事業、○は拡充事業

(単位:千円)

課 名	施 策 ・ 事 業 (款－項－目)	予 算 額 ()内は、 前年度予算額	内 容 等
教 育 セ ン タ ー	GIGAスクール構想推進 事業 (教育機器設置事業ほか) (10-1-4) (10-2-2) (10-3-2)	134,958 (105,600)	(事業内容) 1人1台端末を活用した子どもたちの学びのための環境整備、児童生徒及び教員への支援 ・ICT支援員、ヘルプデスクによる支援 教員への授業支援、校内研修 ・通信環境の整っていない家庭へのモバイルルータ貸与 ・1人1台端末の修繕、代替機提供 ほか
中 央 図 書 館	図書館管理運営事業 (管理運営事業ほか) (10-5-3)	531,942 (553,216)	(事業内容) 中央図書館(分館含む)ほか9図書館及び電子図書館の管理運営及び図書等資料の整備 ・入館者数 1,838,000人 ・個人貸出点数 3,505,000点 ・図書資料購入予定 50,000冊 ・電子書籍コンテンツ購入予定 1,270点 【特定財源】 諸収入 35,130
中 央 図 書 館	図書館整備事業 (管理運営事業ほか) (10-5-3)	33,600 (122,800)	(事業内容) 静岡市立図書館の設備改修 南部図書館及び併設施設屋上・外壁防水修繕 ・スケジュール 令和7年12月上旬～3月下旬 修繕 【特定財源】 市債 30,200

継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	3 中学校費	仮称蒲原小中学校 建設費	3,802,000	令和 6 年度	214,500
				令和 7 年度	3,587,500
		仮称藁科小中学校 建設費	3,021,600	令和 7 年度	123,500
				令和 8 年度	976,000
				令和 9 年度	1,633,200
				令和 10 年度	288,900

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学 齢 簿 シ ス テ ム 機 器 設 置 費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 2 年 度	1,607千円 令和7年度に学齢簿システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。
小 学 校 特 別 教 室 空 調 設 備 整 備 事 業 費	令 和 8 年 度	1,271,700千円 令和7年度に小学校特別教室空調設備整備工事請負契約を締結し、その金額の一部を令和8年度に支払う。
由 比 地 区 小 中 一 貫 校 耐 震 補 強 ・ 改 修 工 事 設 計 業 務 経 費	令 和 8 年 度	50,000千円 令和7年度に由比地区小中一貫校耐震補強・改修工事設計業務委託契約を締結し、その金額を令和8年度に支払う。
学 校 給 食 管 理 シ ス テ ム 機 器 設 置 費	自 令 和 8 年 度 至 令 和 1 2 年 度	7,380千円 令和7年度に学校給食管理システム機器賃貸借契約を締結し、その金額の一部を令和8年度以降5年間で支払う。